

火力電源入札募集要綱案について

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

中部電力株式会社

- 当社は、火力設備の高経年化を踏まえ、長期的な電力供給の安定性、経済性等の観点から、資源エネルギー庁から平成24年9月18日に公表された「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（以下、「ガイドライン」）にもとづき、火力電源入札を実施することといたしました。
- 入札実施にあたり、ガイドラインに則り、当社が作成した「平成26年度火力電源入札募集要綱案（以下、「入札要綱案（見直し前）」）に対する提案募集（RFC）を実施し、いただきました75件のご提案等のうち36件について、火力電源入札募集要綱案（以下、「入札要綱案（見直し後）」）に反映いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて、入札要綱案（見直し後）とガイドラインとの適合について、ご確認をお願いいたします。

○これまでの経緯

平成26年3月25日	・平成26年度電力供給計画の提出 ・最新の系統情報を当社ホームページ上で公開 －主要送電線の整備計画ならびに主要変電所の整備計画、系統連系制約 (http://www.chuden.co.jp/ryokin/shikumi/free/rule/index.html) ・入札実施の公表 ・当社ホームページに火力電源入札専用ページを開設 (http://www.chuden.co.jp/corporate/nyuusatsu/nyu_gaiyou/index.html)
平成26年4月17日	・平成26年度電力供給計画変更届出書の提出 ・入札要綱案（見直し前）公表
平成26年4月17日 ～5月16日	・入札要綱案（見直し前）に対する提案募集（RFC） －75件のご提案等
平成26年4月25日	・入札要綱案（見直し前）の説明会開催（33社・76名が参加）
平成26年6月10日	・RFCに対する当社回答を公表

1. 入札要綱案（見直し前）の概要

1. 入札要綱案（見直し前）の概要①

■以下を概要とする「入札要綱案（見直し前）」について、RFCにより広くご提案を募集。

（1）募集条件①

募集規模	100万kW ※既設設備、当社供給区域外からの供給、発生電力の一部による応札、複数の電源を集約して一体的に供給を行うこと(アグリゲーション)も可能
供給期間	原則15年（10年～30年の範囲で1年単位で設定）
供給開始時期	平成33年4月から平成35年3月までに供給を開始するもの
年間契約 基準利用率	70%～80%（1%単位で応札者が選択可能）
最大受給電力	1,000kW以上、1kW単位（送電端） ※他の一般電気事業者の系統に連系する場合は、原則1,000kW単位
主な入札条件	(1)上限価格 応札者の判定価格（入札価格にCO ₂ 対策コスト・エリア評価割引等を考慮）が、当社の判定価格（＝上限価格）以下となること。
	(2)遵守すべき基準 電気事業法、計量法および環境関係諸法令等の発電事業に関連する諸法令を遵守すること。
	(3)系統アクセス 接続検討終了後に系統連系に関する暫定申し込みが必要 ※当社ネットワークサービスセンターによる接続検討には、3か月程度必要
	(4)電力受給契約書の承認 当社の「電力受給契約書（標準契約書）」を承認すること。 （当社の自社電源が落札した場合を除く）

1. 入札要綱案（見直し前）の概要②

（1）募集条件②

評価方式 （総合評価方式）	総合評価方式により、総合ポイント（満点：100ポイント）を算定し、落札候補者を選定する。 総合ポイント(最大100ポイント) = 価格要素ポイント(最大95ポイント) + 非価格要素ポイント(最大5ポイント) 価格要素ポイント 価格要素は、以下の算式（当社エリア内の場合）で評価価格から価格要素ポイントを算定 評価価格（円/kWh） = 判定価格 + 電源線等以外工事費（一般負担分） 価格要素ポイント = $\frac{\text{全応募者のうち、最安値の評価価格（円/kWh）} \times 95\text{ポイント}}{\text{当該応募者の評価価格（円/kWh）}}$ 非価格要素ポイント 「供給開始時期」、「送電端熱効率」、「通告変更期限の弾力性」、「周波数調整機能」について、 加点要素を満たす電源を評価し、非価格要素ポイントを算定（最大5ポイント）
落札者の決定	応募者の最大受給電力を、総合ポイントが高いものから累計し、合計100万kWに達する最後の応募者までを落札候補者とする。 総合ポイントが同値であった場合は、以下の順で評価する。 ①価格要素ポイントが高いもの ②非価格要素「1 供給開始時期」にて、配点が高いもの ③非価格要素「2 送電端熱効率（LHV）」にて、配点が高いもの ④非価格要素「3 通告変更期限の弾力性」にて、配点が高いもの ⑤非価格要素「4 周波数調整機能」を有するもの
募集期間	7月中旬以降（中立的機関での確認後）から、入札募集を開始し、11月下旬に締切 ※ RFC開始（平成26年4月17日）から入札募集締切までの期間：7ヶ月強

1. 入札要綱案（見直し前）の概要③

（2）運用に関する事項①

受給料金 (二部料金制)		•基本料金：資本費と運転維持費の合計(年額の1/12を毎月支払い) － 資本費…入札時の年度別価格で固定 － 運転維持費…入札時の年度別価格を基本とし、年度ごとに物価変動率により調整 •電力量料金：当該月の受給電力量に電力量料金単価を乗じた料金 － 電力量料金単価 ・ 第一種電力量料金単価：燃料費単価と燃料関係諸経費単価の合計 ・ 第二種電力量料金単価：第一種電力量料金単価÷3 － 燃料費…月ごとにCIF価格変動による調整 － 燃料関係諸経費…年度ごとに物価変動率による調整
ペナルティ 制度	通告超過	30分ごとの通告電力量の許容値※を上回った場合、第二種電力量料金単価を適用。 ※許容値：通告電力量に契約最大電力の1%を2で除した値を加算した電力量
	通告未達	1.停電割戻 落札者の責めに帰すべき事由により30分ごとの通告電力量の許容値※ ¹ を下回った場合、当該月の電力受給料金から、停電電力量に対し、停電割戻単価※ ² を乗じた額を割戻。ただし、以下の(1)および(2)の場合を除く。 ※ ¹ 通告電力量に最大受給電力の1%を2で除した値を減算した電力量 ※ ² 当該年度の基本料金÷年間契約基準電力量×2 (1)落札者の故意または重過失による場合 30分ごとの通告電力量の許容値を下回った場合、当該月の電力受給料金から、停電電力量に対し、「停電割戻単価×1.5」を乗じた額を割戻。 (2)発電設備の事故による場合（落札者の故意または重過失の場合を除く。） 30分ごとの通告電力量の許容値を下回った場合、当該月の電力受給料金から、最初の2時間の停電電力量に対し、停電割戻単価を乗じた額を割戻。 2.超過停止割戻 1(2)における、30分ごとの通告電力量の許容値を下回った最初の2時間の停電電力量を除いた、それ以降の停止電力量の年間累計値が、年間契約基準電力量の3%を超える場合、その超過する電力量に対し、「当該年度の基本料金÷年間契約基準電力量」を乗じた額を当該年度末の電力受給料金から割戻。

1. 入札要綱案（見直し前）の概要④

（2）運用に関する事項②

通告運用と変更通告	当社は、年度毎に落札者が当社へ通知する供給可能な電力量(年間供給可能電力量)にもとづき、年間供給可能電力量または年間最大電力量のうちいずれか小さいもの以下、かつ年間最低電力量以上の値で年間予告電力量を設定し、落札者に通告する。 ただし、当社の電力需給・電力設備の状況、入札電源の経済性その他の事情がある場合は、理由の説明とともに発電効率低下に対する補正を行うことを前提に、年間最低電力量から最大受給電力に8,760時間に乗じた値の▲10%の範囲内で年間予告電力量を通告できる。 当社は、当社の電力需給の状況、電力設備の状況またはこの契約にもとづく電力受給の経済性その他の事情がある場合は、月間通告または週間通告において、最大受給電力に8,760時間に乗じた値の±10%の範囲内で年間通告によらない通告をすることができるものとする。
余力活用	当社が週間通告において、最大受給電力を2で除した値に相当する電力量を下回る時間帯がある場合、落札者は当該時間帯の運転パターンと最大受給電力を2で除した値に相当する電力量との差分について、余力活用(新電力や卸電力取引所への販売等)が可能。

（3）契約に関する事項①

契約保証金	営業運転開始までの契約義務履行の担保として、契約保証金(入札価格×年間契約基準電力量÷10)を預けていただく。
営業運転開始日の変更	営業運転開始日は協議のうえ変更できる。ただし、原則として1年を超えて繰り延べること、または平成33年4月1日より前倒しすることはできない。また、所定要件に該当する場合は、営業運転開始日の翌月1日を起算日として繰り延べ後の営業運転開始日までの日数に「契約保証金÷365」を乗じた金額を、営業運転開始遅延補償金として相手方に支払う。
営業運転開始前の解除	1.落札者が当社に損害賠償を行う場合の金額は以下のとおり。 (1)契約保証金 (2)系統連系設備の工事に要した費用の実費およびその撤去費用から倉入または流用価格相当および落札者の工事費負担金相当額を控除した金額 (3)上記(2)以外に当社に生じた損害のうち(1)の金額を超える額 2.当社が落札者に損害賠償を行う場合の金額は以下のとおり。 ・契約の解除により通常生ずべき損害に相当する金額(逸失利益を除く)

1. 入札要綱案（見直し前）の概要⑤

（3）契約に関する事項②

営業運転開始後の解除	1.落札者が当社に損害賠償を行う場合の金額は以下のとおり。 (1)供給期間満了日までの期間※¹における各月の基本料金の予定額に相当する金額※²を、年2.9%(複利)の利率により、契約の解除日において現価換算したものの合計額 ※1：当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。 ※2：基本料金の予定額のうち、運転維持費の各物価指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとする。 (2)系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額 (3)営業運転開始日から契約終了日までの年間契約基準電力量の遵守状況に応じて算定される基本料金の調整額 (4)上記(2)、(3)以外に当社に生じた損害のうち(1)の金額を超える額 2.当社が落札者に損害賠償を行う場合の金額は以下のとおり。 (1)上記1(1)と同様の金額 (2)落札者に生じた損害のうち(1)の金額を超える額 3.契約解除時における精算額については以下のとおり。 月ごとに、以下の①の金額から②の金額を差引いた金額について、年2.9%(複利)の利率により契約解除時点に現価換算した金額の合計額を、資本費および運転維持費の精算として落札者から当社にお支払いいただく。 ①営業運転開始日から契約解除日までにおける各月の資本費および運転維持費(運転維持費の補正は行わない。)に事業税相当額を加算し、そのうえで消費税等相当額を加算した金額 ②営業運転開始日から契約解除日までにおける各月の均等化資本費および均等化運転維持費に事業税相当額を加算し、そのうえで消費税等相当額を加算した金額
供給期間満了後の扱い	当社または落札者が供給期間満了日の3年前までに契約の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情のない限り、契約延長の協議に応じる。なお、供給期間満了日以降、契約にかかる電力の全部または一部を当社以外の第三者に販売することも可能。

2. RFCでいただいたご提案の概要 および当社回答

2-1. RFCでいただいたご提案の概要および反映結果

- ・ご提案・ご質問を75件いただき、ご提案のうち36件について入札要綱案に反映しました。
- ・2－3以降、ガイドラインの対象となるもの、およびそれ以外のものに区分し、当社の考え、入札要綱案での扱いについてご説明します。

テーマ		主なご提案・ご質問	件数	反映件数
スケジュール		入札募集締切までの期間延長に関するご提案	1	0
電源の運用		発電設備の点検期間制約（60日以内／年）の緩和に関するご提案 利用率低下補正を行う対象範囲、 通告運用に関するご提案（その1） 等	12	7
条件	耐震設計・津波対策	既設設備の適合要否や落札後の基準見直し時の対応要否に関するご質問 等	3	1
	系統力注入等	電源線等工事費の再算定時の応札者への説明に関するご提案 等	3	1
入札価格	資本費	土木建築工事費、調達金利の補正に関するご提案（その3）	5	5
	燃料費	指標とする燃料の想定単位発熱量の提示に関するご提案 提示された基準指標以外の指標の使用に関するご提案 燃料費エスカレーションを考慮する期間に関するご提案（その2） 等	6	2
	受給料金	通告超過の判定基準(1%)、通告超過時の料金水準(第一種の1/3)に関するご提案 等	8	7
総合評価方式		適用されるBAT基準の定義、周波数調整機能の料金上の考え方に関するご質問	3	1
落札候補者決定		他の入札に参加する場合の入札辞退方法 自社応札の落札結果の公表に関するご質問（その4）	3	2
契約	免責条項	免責適用条件の追加（天変地異、地域事情、BAT基準変更等）に関するご提案 等	9	8
	契約解除	損害賠償金額の算定の考え方に関するご提案 等	4	0
その他		連帯保証に関するご提案 等	18	2
合 計			75	36

2-2. 主なご提案に対する当社回答（その1）

通告運用範囲の変更

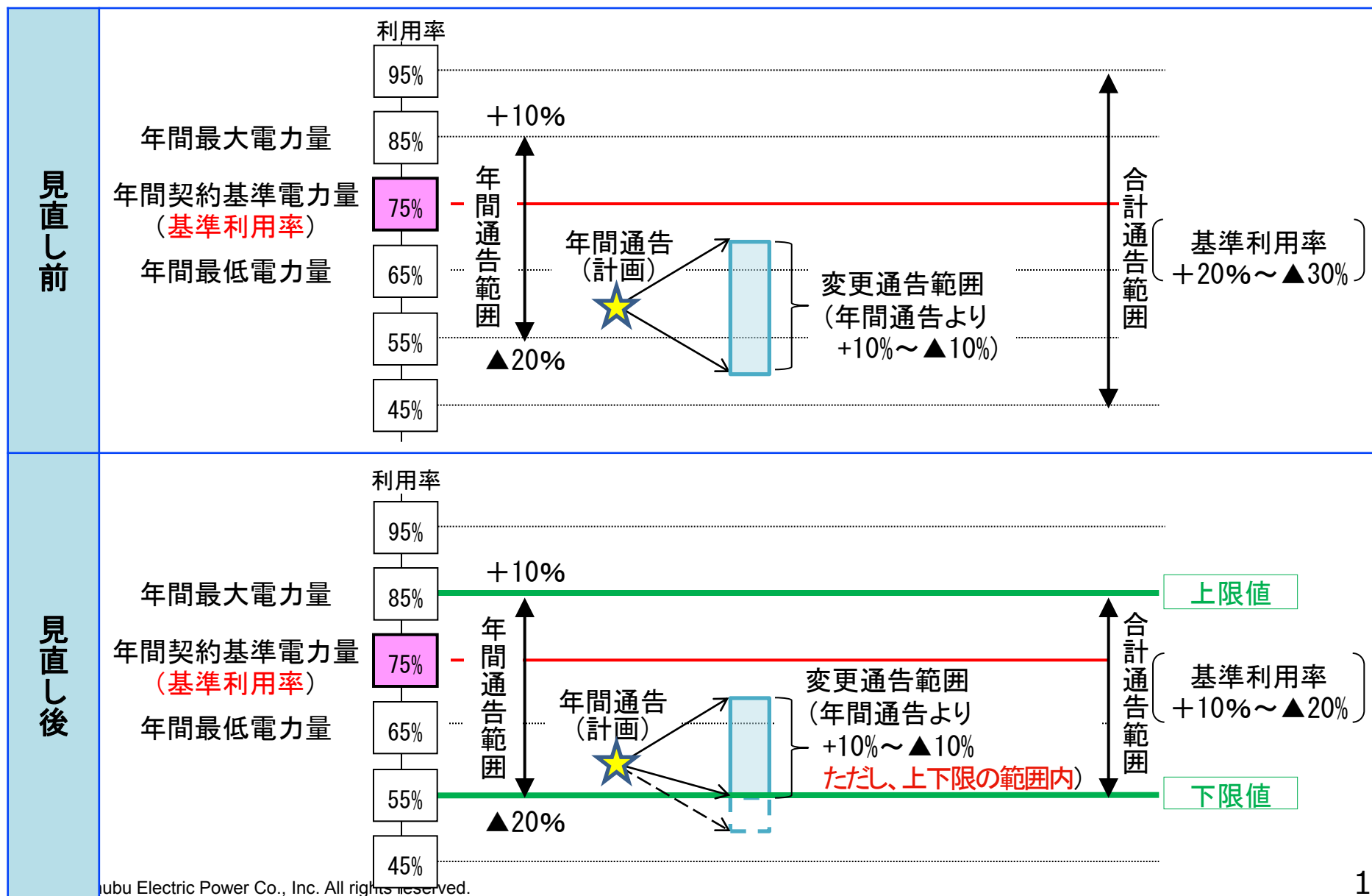
R F Cの内容	当社の考え方
•年間通告を、基準利用率に対し+10%～▲20%の範囲で設定できることに加え、変更通告でも年間通告±10%で設定できることは、燃料調達や発電効率、部品の摩耗などの面で影響が大きい。	•需給運用の柔軟性を確保するため、見直し前の内容(合計通告範囲：+20%～▲30%)としていたが、 <u>落札者の運用面を考慮し</u> 、通告実績の上・下限値（基準利用率の+10%～▲20%）を設定することで、条件を緩和いたします。

【方向性】

- 変更通告後の最終的な利用率を、基準利用率の+10%～▲20%とする条件を追加**いたします（上・下限値の設定）。

【参考】通告運用のイメージ(下限値付近での通告例)

基準利用率75%の例



2-2. 主なご提案に対する当社回答（その2）

燃料費エスカレーション

R F Cの内容	当社の考え方
燃料費は、供給開始後のエスカレーションを燃料種ごとに設定しているが、応札から供給開始までのエスカレーションも考慮する必要があるのではないか。	将来の燃料価格の想定が難しいことから、供給期間のエスカレーションのみを考慮することとしていたが、データ利用の一貫性の観点から、足元から供給開始までの間のエスカレーションも考慮することといたします。

【方向性】

- 応札時点から供給開始までの燃料費エスカレも考慮することとし、WEO※の2012年から2020年までのエスカレを追加することといたします。

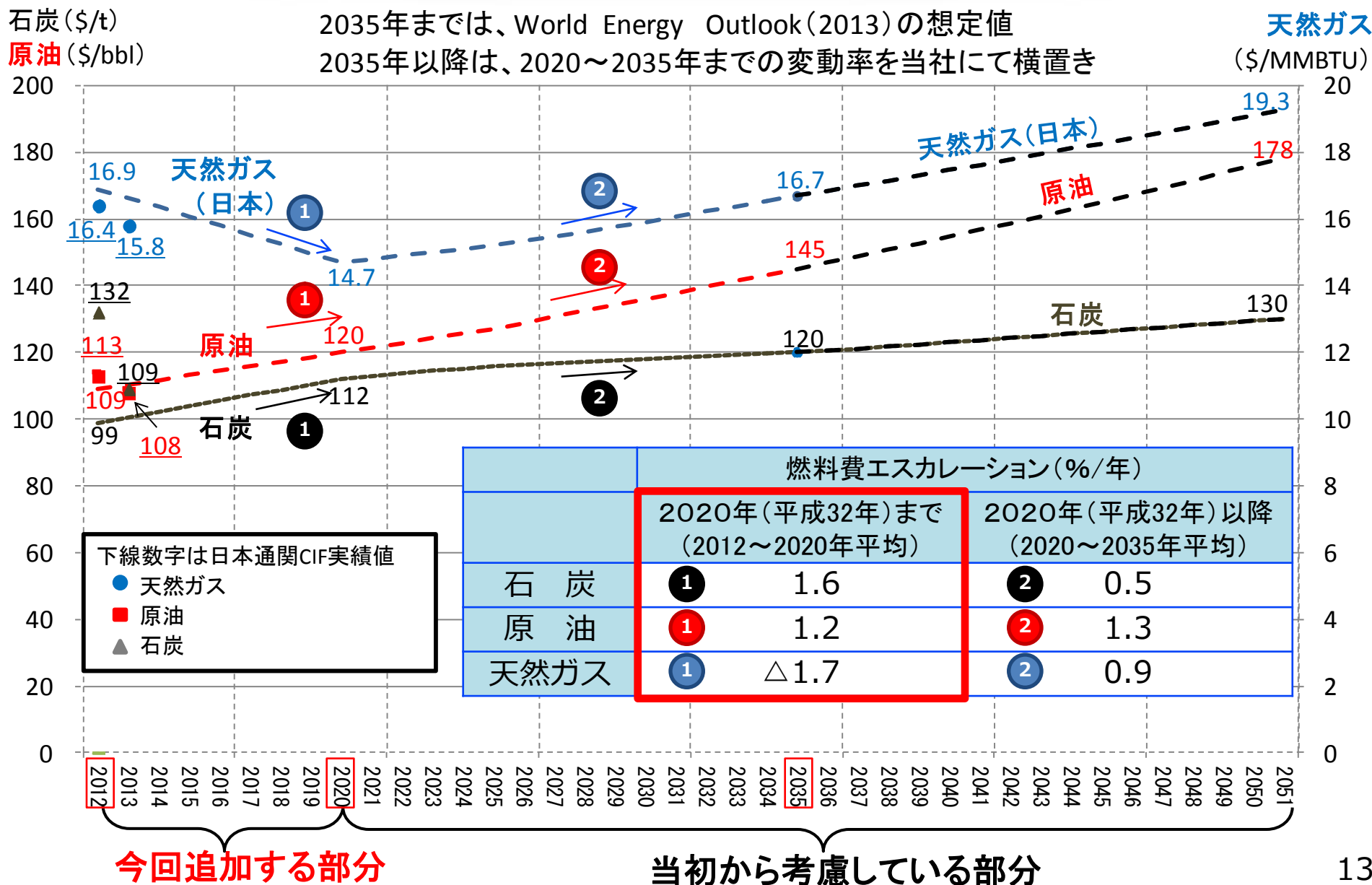
※ WEO : IEA World Energy Outlook

燃料費エスカレーション（WEO 2013の現行政策シナリオ）

	2020年（平成32年）まで （2012～2020年平均）	2020年（平成32年）以降 （2020～2035年平均）
石 炭	1.6%/年	0.5%/年
原 油	1.2%/年	1.3%/年
天然ガス	△1.7%/年	0.9%/年

今回追加

【参考】 World Energy Outlook 2013燃料価格見通し（現行政策シナリオ）



2-2. 主なご提案に対する当社回答（その3）

土木建築工事費・金利の変動時の補正

R F Cの内容	当社の考え方
- 土木建築工事費は落札後著しく変動する可能性が考えられることから、物価補正の選択を可能とすべき。 - 調達金利も、金利変動補正の選択を可能とすべき。	- 土木建築工事費は、今後、オリンピックや中央リニア新幹線工事等の大規模なプロジェクトが開始し、工事費用が想定以上に変動する可能性があるため、応札時点の応札者の選択により、変動補正を行うことといたします。 - 金利は、資金調達環境が応札者毎に異なることから、応札者が独自に設定いただくこととし、変動補正は行いません。

【方向性】

○土木建築工事費について、一定の条件を付して、物価補正の選択を可能といたします。

【具体的な方法】

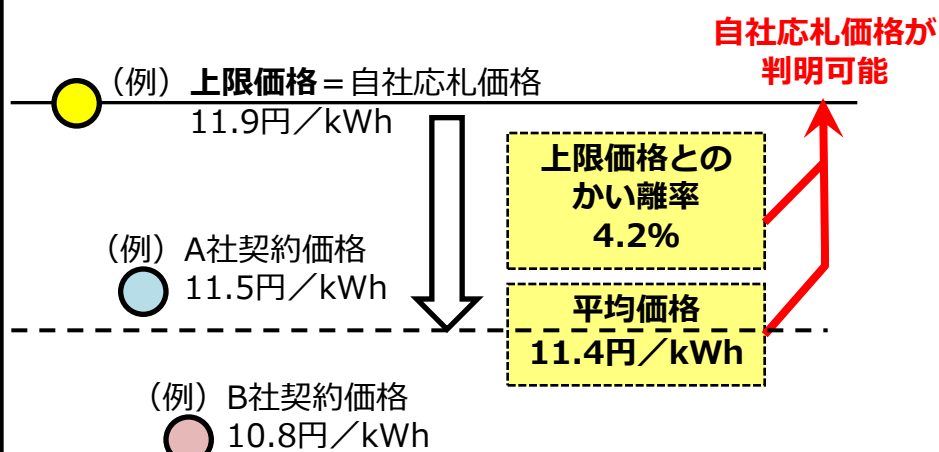
- 土木建築工事費の補正は、プラス・マイナスの両方とし、応札時点の応札者の選択制とする。
- 補正対象金額は、応札者が申告する土木建築工事費とし、全資本費の25%を上限とする。
- 補正には、建設工事費の水準を示す公的な指数（国土交通省「建設工事費デフレーター」）を参照する。
- 工事契約が締結されると見込まれる「環境影響評価書の確定月」の指数が、「入札募集開始時点」の値に対し、閾値（±5%）を超えた場合に、契約金額の補正を行う。

2-2. 主なご提案に対する当社回答（その4）

落札結果の公表方法について

R F Cの内容	当社の考え方
- 自社応札を行う場合、上限価格とのかい離率を公表すると、自社応札価格が明らかになってしまい、公正な競争に鑑み課題がある。 - 個別の応札価格は公表しないことが原則ではないか。	- ガイドラインの記載によれば、落札者が1社ではない場合、卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率の公表が必要と認識しています。 - ただし、自社応札する場合、平均単価と上限価格のかい離率を公表することは、必然的に自社応札価格が判明されることとなります。このため中立的機関とも公表方法について協議を進めてまいりたいと考えております。

自社落札する場合の現行ガイドラインに基づく契約価格公表上の課題（例）



- 上限価格は、自社ユニットの発電単価そのものであり、機器調達等に支障が無い時期であっても、類推されれば、競争上不利を被る可能性。
- 他の落札者が何社でも、自社応札する事業者には、上記懸念があるが、特に他の落札者が1社の場合、その事業者の契約価格も判明される。
- ガイドラインでは、落札者が1社の場合は公表を求めないなど、特定の事業者の入札価格が明らかになることを防ぐルールとしている。
- 個社の契約価格が判明することは、ガイドラインの理念に反するところではないのではないか。

○特定の事業者の入札価格が類推されない公表方法についてご配慮頂きたい。

2-3. RFCでいただいたご提案の概要 および当社回答 (ガイドライン対象)

標準契約書案に係る「ご提案」は、当社系統に直接連系する場合の「契約書案A」と、当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合の「契約書案B」との共通の事項であることから、次頁以降の表中の「入札要綱案（見直し前）」欄においては、「契約書案A」の該当条項を前提に記載しております。

2-3. ご提案ならびに当社回答①

○ スケジュールに関するご提案

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
募集期間	(P16)Ⅲ.入札実施フロー 入札要綱に対する提案募集から、応札締切までの間は、概ね6ヶ月程度(目安)	[要綱案(P1)2 入札実施のスケジュール] 平成26年4月17日 入札要綱案の公表 (提案募集開始) 平成26年7月中旬 入札説明会・ 入札募集開始 平成26年11月下旬 入札募集締切	- 募集要綱が確定してから入札募集締切までの4ヶ月強は短すぎる。 - 適切な条件・価格を検討した上で募集するためには、より検討期間が必要であり、募集締切時期を延長すべき。 [No.1]	ガイドラインに記載のとおり、入札要綱案に対する提案募集の開始から入札募集締め切りまで6ヶ月を確保していること、電事法施行規則30条第1項第2号の規定のとおり、募集期間を3ヶ月を確保していることから、入札要綱案に記載のスケジュールで進めさせていただきます。

2-3. ご提案ならびに当社回答②

○ 電源の運用に関するご提案①

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
運転パターン	(P7)Ⅱ4(5)運転条件の指定 ・入札実施会社は、入札要綱において想定される典型的な運転パターンを例示すること等が求められる。実運転時の運転パターンについては、入札後の協議により決定する。	[要綱案(別紙3)] ・運転パターンは、年間契約基準利用率に関わらず、パターンAを原則といたします。 ・定期検査等による停止計画の扱いについては、「8電源の運用」を参照して下さい。 ・ガスタービンの場合、落札後、運転パターンを協議のうえ決定する際に、外気温の影響による発電電力の減少を考慮いたします。 ・起動・停止や点検・補修等による出力制限の運転パターン(時間帯を含む)は落札後に、協議のうえ決定するものといたします。	パターンE(出力制限)の通告が適用される場合は、どのようなケースか。 [No.5]	・パターンE(出力制限)は、将来太陽光が大量に導入された場合に、昼間帯に出力抑制が生じる可能性も想定されることから例示したものです。 ・ガイドラインにも、「実運転時の運転パターンは、入札後の協議により決定する」旨の記載があるとおり、落札後に運転協定の締結に向けた協議の中で決定いたしますが、他の時間帯を抑制するパターンも設定させて頂く可能性がございます。
			・運転協定にて運転パターンが定められますが、要綱案別紙3に示される標準的な運転パターンとの関係を説明ください。 [No.6]	・要綱案の別紙3における、A、Bについては、記載の内容が運転協定で定められますが、C、D、Eについては、運転パターンの一例をお示しさせていただいたとの位置づけです。別紙3の図の下にある4つ目の「・」にありますとおり、起動・停止や点検・補修等による出力制限の運転パターン(時間帯を含む)は、落札後に運転協定の締結に向けた協議の中で決定いたします。

2-3. ご提案ならびに当社回答③

○ 電源の運用に関するご提案②

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
通告運用	(P11)II 6(1)(a) ④利用率変動許容性 一年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であること。	[要綱案(P5)8(2) 年間予告電力量の通告] ア当社は、年間供給可能電力量または年間最大電力量のうちいずれか小さいもの以下、かつ年間最低電力量以上の値で、落札者に年間予告電力量を通告いたします。 イ(ア)当社の電力需給の状況、電力設備の状況または契約にもとづく電力受給の経済性その他の事情がある場合は、年間最低電力量から最大受給電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を下回る範囲内で、年間予告電力量を通告することができるといたします。この場合、年間最低電力量を下回る電力量に相当する利用率低下補正を行うものとする。 [要綱案(P6)8(3)変更通告] 各年度の最終的な通告電力量の年間合計値（年間通告電力量）と年間予告電力量の差が、変更通告の許容範囲（最大受給電力に8,760時間に乗じた値の±10%に相当する電力量）内となるようにいたします。	- 契約基準電力量が75%の場合、許容される最小の年間予告電力量が55%となり、変更通告により許容される最小の「最終的な通告電力量の合計値」は45%となる。 - 基準電力量から10%減少となり、変更通告として10%併せて減少された場合、燃料使用量が大幅に変動するので、支障のない範囲での応札者による努力義務としてほしい。 [No.11.12]	- ご提案を踏まえ、受給両者の運用面を考慮して、以下のとおりの取り扱いといたします。 年間通告の範囲は年間契約基準利用率-20%以上～+10%以下、月間・週間通告の範囲は年間通告±10%としていますが、落札者の運用面を考慮し、変更通告後の最終的な利用率が年間契約基準利用率-20%以上～+10%以下（年間供給可能電力量が年間契約基準利用率+10%より小さい場合は、年間供給可能電力量を上限といたします。）に収まるよう、年間通告電力量に対して上限値と下限値を設定することといたします。 （年間予告電力量が年間契約基準利用率-10%を下回る場合は、当社は落札者に対して抑制理由等についての合理的な説明を行うものいたします。） - ただし、落札者との協議により年間供給可能電力量の範囲内で上限値を上回る通告を行うことがございます。また、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間最低電力量以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合において、落札者と協議のうえ、下限値を下回る通告を行うことがございます。

2-3. ご提案ならびに当社回答④

○ 入札条件に関するご提案（上限価格）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
上限価格の公表	(P8)Ⅱ4(8)(a)入札実施会社が自社応札する場合 落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。落札価格が電気料金算定上の適正な原価とみなされることから、ここで設定される上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある（この場合、事前に上限価格を公表することは要しない）。	[要綱案(P7) 9 (1) 上限価格] - 燃料費のエスカレーションを考慮した入札価格に、エリア評価割引額およびCO2対策コスト等（当社が最終的なCO2排出係数の調整を行う場合）を考慮した判定価格が、上限価格（当社の入札価格から算定する判定価格）以下となることが必要。 - 上限価格は公表しない。	- 公平性の観点から、事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、また、今後の電源投資への参考といたく、手続き上問題の無い時点において上限価格の算定根拠と価格を公表すべき。 [No.21] - どのような想定で上限価格を算定しているか考え方の提示を願う（利用率、耐用年数、建設単価、燃料の種類、燃料価格および発熱量などの諸要件）。 [No.22]	- 特定の事業者の応札価格を公表することは、競争上の不利益が生じるおそれがありますので、上限価格の算定根拠と価格は公表いたしません。 - 落札結果は、中立的機関が評価報告書を確認することとなり、公平性が担保されるものと考えております。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑤

○ 入札条件に関するご提案（系統アクセス①）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
系統 ア ク セ ス	(P6)Ⅱ4(3)系統情報の公開・提示 (d)具体的地点における更に詳細な連系可能容量や電源線敷設及び系統増強に係るコスト及び工期の情報については、火力入札実施の公表から応札前までに接続検討を実施（接続検討に係る期間を可能な限り短縮すること（途中略）等、入札実施会社の送電部門による柔軟な対応が望まれる）	[要綱案（別紙7-1）2 接続検討の申込み] 当社N S Cは、原則として接続検討の申込みから3ヶ月以内に検討結果を回答いたします。	- 接続検討申込みにおいて、原則が適用されず3ヶ月以内の回答期限を超える場合とは、どのような事態が想定されるか。 - 仮に3ヶ月を超える場合、当該遅延の対象となった応札検討者が応募期限に間に合わない事態を避けるため、当該超過期間の範囲で応募期限を延長する等の措置が必要ではないか。 [No.26]	- 接続検討の申し込みの集中により検討が輻輳したり、系統に与える影響が大きい大容量電源の検討にあたっては、3ヶ月を超過する可能性があります。 - 入札要綱案の公表から入札募集締め切りまで6ヶ月を確保しておりますので、事前相談を活用して確認いただくなど、可能な限り早期に接続検討のお手続きをお願いします。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑥

○ 入札条件に関するご提案（系統アクセス②）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
系統 ア ク セ ス	(P12)Ⅱ6(1) (b)(i)②系統アクセス コスト 応札締切後に状況変化が生じた場合には、中立的機関に対してその理由を明らかにした上で、事前に行う接続検討により算定された電源線の敷設費用等の額と異なる額を算定し、これを「①電源の入札価格」に反映することも可能とする。 この場合、入札実施会社は、あらかじめ入札要綱にその旨を明記する。	[要綱案（別紙7-2）7 落札候補者選定時の再算定] ・接続検討では、当該応札者が単独で特別高圧・高圧電線路に接続する場合の所要額を回答する。 ・一方、落札候補者の選定にあたり、接続検討時からの状況変化に伴う再算定が必要となった場合、当社NSCは、概算工事費、工事費負担金概算額の再算定を行う。 (再算定が必要となる事例) ➢ 同一系統に複数の事業者が応札する場合 ➢ 同一系統に入札電源以外の接続供給申込があった場合	・入札プロセスの透明性を確保するため、再算定が行われる際には、その背景・入札価格への影響等につき、応札者に対し合理的な説明を行うべき。 [No.38]	・再算定時には、応札者に理由および影響を説明させていただくこととし、入札要綱案および別紙にその旨を記載いたします。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑦

○ 価格に関するご提案（土木建築工事費・金利の補正）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
資本費（建設費・金利等）の補正	(P9) II 4(9)応札条件及び評価項目・基準の設定及び事前公表 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である。	記載なし	・応札価格への過度なリスク対策費用の織込みを回避することが望ましく、発電所建設工事費の将来の変動に対する需給契約上の補正をすべき。 [No.27]	・土木建築工事費は、オリンピックや中央リニア新幹線工事等の大規模なプロジェクトが開始し、想定以上に変動する可能性があるため、応札時点の応札者の選択により、変動補正を行うことといたします。 具体的には、環境影響評価書の確定月における、土木建築費の水準を示す指数が応札時点の値に対し一定の変動幅（±5%）を超えた場合は、全資本費の25%を上限として補正をすることといたします。 ・金利は、将来のリスクを踏まえ応札者が独自に設定いただくこととし、変動補正を行わないものといたします。 ・灰処理費用等の指標を一般化することは困難であるため、灰処理費用等を含めた運転維持費全体について補正を行うこととしております。 応札にあたっては、灰処理費用等の見通しやリスクを考慮し、入札要綱案の指標をもとに運転維持費の補正基準となる合成比率を設定いただきますようお願いいたします。
			・着工以降の建設費の補正（物価スライド）も考慮してもらいたい。	
			・東京電力が要綱で示した「建設費の補正」は、変動幅10%以上を補正対象としているが、この10%の引き下げも検討が必要ではないか。 [No.28]	
			・補正は、応札者の選択制として欲しい。 [No.29]	
			・受給契約締結から建設着工まで相当の期間が開くことから、発電設備が新設またはリプレースの場合、発電所建設工事のうち土木・建築工事については、建設費（人件費・材料費）及び金利について適切な補正を行ってほしい。 [No.30]	
			・運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されにくい項目（灰処理費用等）が大きく変動した場合、受給料金に反映されるべきであると考えます。 [No.31]	

2-3. ご提案ならびに当社回答⑧

○ 価格に関するご提案（入札価格）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
燃料費 (エスカレーション)	(P9)Ⅱ4(8)上限価格について 燃料費とCO ₂ 対策費用の将来見通しについては、国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）が毎年発表しているWorld Energy Outlook（WEO）における化石燃料の輸入価格とCO ₂ 価格の見通しが、国際的な指標として参考となる。	[要綱案（P12）10（2）発電単価] ・落札候補者決定の評価に用いる入札価格の燃料費においては、入札要綱決定時点における国際エネルギー機関（IEA）の最新のWorld Energy Outlookにもとづくエスカレーションを見込んでいただく。	・燃料費にはWorld Energy Outlookに基づくエスカレーションを見込むこととされておりますが、その理由・考え方は。 [No.32]	・長期的な燃料価格の水準自体を想定することは難しいものの、長期的に燃料価格が上昇傾向で推移するリスクが高いと考えております。 ・また、燃料価格は燃種毎に異なった上昇傾向を示す可能性がありますと考えております。 ・これらの燃料価格上昇リスクを、入札評価に適切に反映するため、エスカレーションを考慮することといたしました。 ・エスカレーション率については、世界的に参照されているWorld Energy Outlookに基づくこととしました。
			・燃料費については、応札から供給開始までのエスカレーションも考慮する必要があるのではないか。 [No.33]	・足元から供給開始までの間のエスカレーションも考慮した方がデータ利用の一貫性の観点から適切と考えられますので、新たにWEOの2012年から2020年の間の平均変動率を追加することとし、入札要綱案に反映いたします。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑨

○ 価格に関するご提案（評価①）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
総合評価方式（周波数調整機能）	(P7) II 4(6)入札対象電源の弾力的運転（需給運用） （b）ELD（経済負荷配分）運転、AFC（自動周波数制御）運転、ガバナフリー運転やDSS（起動停止）等の需給運用に参加する電源については、電源の需給運用への貢献の度合いに応じて、加点点評価する。	[要綱案（P16）12（2）非価格要素ポイントの算出] ・非価格要素は、満点を5ポイントとし、加点点項目および加点点条件とその配点は、下表のとおりといたします。 周波数調整機能 ガバナフリーおよび周波数変動補償の双方の機能を 有するもの 0.5点	・周波数調整機能を備えて需給運用に参加する発電事業者に発生する効率低下・機会損失・対価については、以下の理由などから、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決めるべき。 ① 周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高い。 ② 発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されと考えられ、その後、両社で協議するのが妥当。 [No.41]	・周波数調整機能については、非価格要素として価格に反映しておりませんので、対価等についてはお支払することは考えておりません。 ・周波数調整機能を加点点条件として落札された電源については、当社が周波数調整機能を活用できることを前提としております。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑩

○ 価格に関するご提案（評価②）

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
落札候補者決定（契約価格の公表）	(P15) II 7(2)落札結果 卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容を公表する。 ①省略 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない）	[要綱案（P19）13（3）落札者決定後の手続き] - 契約締結後、機器調達等に支障をきたすことのない適切な時期に、次の項目を公表する。 - 契約価格の平均額および当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社のみの場合は、原則として公表いたしない）	- 契約締結後に公表される契約価格とは何を指すか。 - 上限価格とのかい離率を含めると、自社応札を行う場合、自社応札価格が明らかになってしまうことから、公正な競争に鑑み課題がある。 - 個別の応札価格は公表しないことが原則ではないか。 [No.44]	- 契約価格とは、上限価格と比較する判定価格（燃料費およびCO2価格のエスカレーションを考慮した入札価格を基に算出）を指します。 - 自社応札する場合、当該平均額と上限価格のかい離率を公表することは、必然的に自社応札価格が明らかになってしまうことから、当社に競争上の不利益を生じるおそれがあります。 - ガイドラインにおいて、「ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない」とされており、特定の事業者の契約価格が判明しないように配慮されていると考えられます。 - 代替案としては、当該平均額の上限価格からのかい離率のみを公表することも考えられることから、この旨、中立的機関に意見提起してまいります。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑪

○ 契約条件に関するご提案①

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
営業運転開始日の変更 (免責条項)	(P10) II 4(11)契約違反、契約解消等の取り扱い ーまた、天変地異その他の、落札者の責めとならない、客観的に見て予測困難なやむを得ないと判断できる事由により、発電所建設の見通しを立てることが事実上困難になる場合は、上記の契約保証金等の支払いは免責又は軽減されるべきである。	[契約書案A第17条第2項] 甲または乙は、前項にもとづき営業運転開始日を平成○年○月1日以降に繰り延べる場合において、これが自己の責めに帰すべき事由によるものであるとき、またはこの契約締結後1年を経過した日以降に甲が営業運転開始日の繰り延べを申し出たときは、相手方に対して、(中略) 営業運転開始遅延補償金として支払うものとする。	- 営業運転開始遅延補償金を支払う場合を帰責事由がある場合に限定してほしい。 - 以下の場合、申し出の時点の如何に拘わらず、補償義務につき免責してほしい。 ①環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合 ②BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないとして、発電所の建設が認められない場合 ③落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合 「天変地異等やむを得ない事由」で繰り延べとなる場合は、両者補償義務につき免責してほしい。 - 環境アセス手続きにおいて、BATの状況変化、並びに「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」で示された国の目標・計画との整合性を事由に受給開始が遅延する場合、一定期限の免責を認めるべき。 [No.56,57]	- ご提案を踏まえ、契約締結後1年を経過した日以降においても、落札者の責めに帰さない事由による場合は営業運転開始遅延補償金の対象としないものとし、入札要綱案・標準契約書案に反映いたします。 - なお、営業運転開始日の遅延が発生した事由ごとに落札者の責めに帰すべき事由であるか否かを判断いたします。したがって、個別の事由は記載せず、包括的な表現としております。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑫

○ 契約条件に関するご提案②

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
契約解除 (免責条項)	(P10) II 4(11)契約違反、契約解消等の取り扱い ーまた、天変地異その他の、落札者の責めとならない、客観的に見て予測困難なやむを得ないと判断できる事由により、発電所建設の見通しを立てることが事実上困難になる場合は、上記の契約保証金等の支払いは免責又は軽減されるべきである。	[契約書案A第37条第4項] - 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し書面により通知して、この契約をただちに解除することができる。 (3) 1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合 [契約書案A第37条第6項] - 第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、甲または乙はこの契約の解除により相手方に生ずる損害を賠償するものとする。	- 契約書案第37条第4項(3)の1年の規定は廃止するか、もしくは解約解除については状況に応じて両社協議とすべき。 - 不可抗力により事業の開始・継続が困難となった場合、第37条第4項(3)による解除しかないと考えます。不可抗力時は双方に解約権を設定し、事業者にも不利とならない契約の設定としてほしい。 - 天変地異等やむを得ない事由で解除に至った場合は、貴社・落札者共に補償義務について免責される建付けとしてほしい。 [No.60,62,63,64]	「落札者の責めに帰すべき事由」により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、契約を解除することができるものといたします。 また、「落札者または当社のいずれの責めにも帰さない事由」により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合には、落札者と当社との間で供給再開時期等について協議するものといたします。協議の結果として、合意できなかった場合は、当社から契約を解除することがありますが、この際には、「標準契約書案A第37条第7項(2)イ(イ)および(二)(標準契約書案B第42条第7項(2)イ(イ)および(ハ))」は損害賠償の対象といたしません。なお、標準契約書案A第37条第7項(2)イ(ハ)(標準契約書案B第42条第7項(2)イ(ロ))については、標準契約書案A第33条(標準契約書案B第38条)にて規定しているため、削除いたします。 さらに、営業運転開始日に営業運転を開始しない場合の取扱いについては、ご提案を踏まえ、「落札者の責めに帰すべき事由」による場合に限って契約を解除することができるものといたします。

2-3. ご提案ならびに当社回答⑬

○ 契約条件に関するご提案③

項目	ガイドライン	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
契約解除 (免責条項)	(P10) II 4(11)契約違反、契約解消等の取り扱い ーまた、天変地異その他の、落札者の責めとしない、客観的に見て予測困難なやむを得ないと判断できる事由により、発電所建設の見通しを立てることが事実上困難になる場合は、上記の契約保証金等の支払いは免責又は軽減されるべきである。	[契約書案A第37条第4項] ・乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し書面により通知して、この契約をただちに解除することができる。 (3) 1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合 [契約書案A第37条第6項] ・第2項ないし第4項にもとづきこの契約の解除がなされた場合、前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、甲または乙はこの契約の解除により相手方に生ずる損害を賠償するものとする。	・下記事由により契約解除がなされる場合には、然るべき補償義務免責規定を設けてほしい。 ①営業運転開始前に環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない ②営業運転開始前にBATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されず発電所の建設が認められない ③営業運転開始前に落札者の責めとしない地域事情等の事由 ・営業運転開始前後の天変地異等やむを得ない事由で解除に至る場合、両者補償義務につき免責してほしい。 ・契約の解除事由が「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合」補償は免責されるのか。 [No.61,62]	・ご提案のような営業運転開始前に環境影響評価の結果やBATの仕様・基準の変更により発電所の建設が認められない等の各場合については、個別の免責規定を定めるのではなく、事案ごとに帰責事由の有無等にもとづき契約の解除や損害賠償の対象となるかを判断させていただき、要件に該当しない場合は対象外とさせていただきます。

【参考】 RFCでいただいたその他のご提案 (ガイドライン対象外)

標準契約書案に係る「ご提案」は、当社系統に直接連系する場合の「契約書案A」と、当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合の「契約書案B」との共通の事項であることから、次頁以降の表中の「入札要綱案（見直し前）」欄においては、「契約書案A」の該当条項を前提に記載しております。

○ 電源の運用に関するご提案①

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
点検・補修期間	[契約書案A第20条第2項] (2)「点検・補修期間」は、各年度60日以内とする。ただし、甲が合理的な根拠にもとづく大規模な設備改良または補修を必要としており当該改良または補修を60日以内に完了することが不可能な場合においては、甲乙協議のうえ、60日を超える点検・補修期間を定めることができるものとする。	- 発電設備の規模によっては標準的な工期でも点検・補修期間が60日を超えることがあるため、条件を緩和してほしい。 - 法令により求められる点検の場合は60日の制限の対象外としてほしい。 [No.3,4]	- ご提案を踏まえ、ボイラ、タービンの定期点検周期や、各年度における点検の実態に合わせた柔軟な対応が可能となることを考慮し、合理的な根拠にもとづく大規模な設備改良または補修のため、60日以内に改良・補修を完了することが不可能な場合は、当該年度以降の4年間の点検・補修期間を年平均60日以内とすることを条件に、協議のうえ、当該年度において60日を超える点検・補修期間を定めることができるものいたします。なお、細目事項については、運転協定に定めるものいたします。 - また、次年度以降3年間の点検・補修計画については、現状の参考という取扱いから、正式なものとして提出いただくよう変更させていただきます。
通告運用	[要綱案(P6)8(4)緊急時における供給停止の通告] 天変地異等やむを得ない事由による場合、保安上の危険がある場合および系統運用上やむを得ない場合は、上記(2)および(3)の定めにかかわらず、当社は、供給の全部または一部を落札者に通告できるものとし、落札者はこれに応じるものとします。	供給停止の通告に該当する場合を限定すべきと考えます。例えば、「天変地異等やむを得ない事由」に限定するか、または、「保安上の危険がある場合」「系統運用上やむを得ない場合」をより限定的且つ客観的な記載としてほしい。 [No.13]	「保安上の危険がある場合」、「系統運用上やむを得ない場合」については、安全で安定的な電力供給に支障が生じるおそれがあるため、変更通告が必要となりますが、多種多様なケースが想定されるため、該当する場合を限定することは難しいと考えております。なお、そのような事象が発生した際には、変更通告を実施する理由を落札者へご説明させていただき旨を入札要綱案・標準契約書案に明記いたします。

○ 電源の運用に関するご提案②

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
利用率低下補正	[契約書案A第22条第2項] (1) (中略) この場合、乙は、甲に対し、当該年間予告電力量の通告を行う理由を説明するとともに、年間最低電力量を下回る電力量に相当する発電設備の発電効率低下に対する補正(利用率低下補正)を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ、別途協定に定めるものとする。	- 年間契約基準電力量からの乖離について補正の対象となるようにしてほしい。(年間契約基準電力量を上回る利用率上昇も補正の対象としてほしい。) - 利用率低下補正を変更通告に基づく利用率の変動に対しても適用してほしい。 - 利用率低下補正で定める「別途協定」と「運転協定」との関係を教えてほしい。 - 補正に係る精算の頻度についても上記「別途協定」にて定めるべき。落札者の資金繰りの観点から、精算の頻度を月次とすることがのぞましい。 [No.8~11]	- ご提案を踏まえ、受給両者の運用面を考慮して以下のとおりの取扱いといたします。 利用率低下補正の対象範囲は、「変更通告に基づく利用率の変動に対しても適用して頂きたい」とのご提案を踏まえ、現行案の「年間予告電力量が年間最低電力量を下回る範囲」から、変更通告後の「年間通告電力量が年間最低電力量を下回る範囲」に変更いたします。 (利用率が年間契約基準利用率-10%を上回る場合および当社の責めに帰さない事由により利用率が年間契約基準利用率-10%を下回る場合等は、利用率低下補正を行いません。) 一方、年間契約基準利用率を上回る範囲は発電設備の効率低下はないものと考えておりますので、利用率低下補正の対象外とさせていただきます。 - 利用率低下補正に関する「別途協定」については、入札要綱案 p 2 4 「1 6 契約等の締結」に記載のある「その他必要な申し合わせ等」に含まれます。なお、「別途協定」は、「運転協定」とは別に、落札後、営業運転開始日までに締結し、当社と落札者との利用率低下補正に関わる合意事項を記載いたします。 また、変更通告後の年間通告電力量で補正額を決定する取扱いへ変更することから、年度末の料金で補正を実施することを「別途協定」に定めることといたします。

○ 電源の運用に関するご提案③

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
超過停止 割戻料金	[契約書案A第29条第1項] 甲の責めに帰すべき事由により受給電力の全部または一部の供給を停止し、30分ごとの受給電力量が「通告電力量－〇〇〇キロワット時」を下回った場合は、その間の通告電力量から、当該時間における30分ごとの受給電力量を差引いた電力量の合計値を停電電力量とし（中略）毎月の電力受給料金から停電割戻料金を減額するものとする。 (2)発電設備の事故による場合 □ 超過停止電力量 イに定める停止電力量の年度合計値が「年間契約基準電力量×3%」を超えた場合は、当該年度合計値から「年間契約基準電力量×3%」を差引いた電力量を超過停止電力量とする。 二（前略）当該年度の最終月の電力受給料金から超過停止割戻料金を減額するものとする。	- 受給電力の供給の「全部の停止」及び「一部の停止」の意味を明確化してほしい。 2系列の内1系列が停止した場合、停電・停止電力量の適用を判定するためのバンド幅に係る規定はどのように運用されるのか。 - 契約書案A第29条第1項(2)□に定められる数値「3%」の根拠を教えてください。 - 年度末月の電力受給料金で超過停止割戻料金をカバーできない場合、どのような措置がなされるのか。 [No.14]	「受給電力の全部または一部の供給を停止」とは落札者から当社に供給する電力がゼロまたは少なくなる状態を指します。また、2系列の内1系列が停止した場合においても許容幅（通告値からの未達・超過の基準）は変更ありません。 「年度合計値が年間契約基準電力量の3%を超えた場合は、当該年度合計値から年間契約基準電力量の3%を差引いた電力量を超過停止電力量とする」に記載される「3%」については、発電設備の事故率を想定した数値であり、日本電力調査委員会の計画外停止率の全国平均値を採用しております。 - 年度末月の電力受給料金で超過停止割戻料金をカバーできない場合の措置については、カバーできない分の料金を落札者から当社に別途支払っていただく旨を、標準契約書案に反映いたします。

○ 電源の運用に関するご提案④

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
通告値からの未達・超過の基準	[要綱案(P6)8(5)停電に関する取扱い] ・落札者からの30分ごとの受給電力量が、当社の通告電力量に対し、最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値を超えて下回った場合は、発生事由に応じて受給料金から所定額を減額するものいたします。 [要綱案別紙8-2 2電力量料金] ・実績受給電力量は30分ごとに区分することとし、通告分は可変費単価を適用し、通告超過分(最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値は、第一種電力量料金単価の3分の1の単価(第二種電力量料金単価)を適用いたします。	・バンド幅（通告値からの未達・超過の基準）が「最大受給電力×1[%]÷2」と定められている背景をご説明してほしい。インバランスの原則に基づき、バンド幅は3%が妥当。 ・停止または超過分の基準が、最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値を超えた場合に減額は厳しいので、割合(%)を緩和してほしい。 ・超過時に適用される電力料金単価が第一種電力量料金単価の3分の1の単価となることも厳しい。 ・第一種電力量のバンド幅は、周波数調整機能を具備する場合と、具備しない場合に別けて設定してほしい。 [No.15～20]	・当初案のバンド幅（通告値からの未達・超過の基準）「最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値」、第二種電力量料金単価「第一種電力量料金単価の3分の1」は、過去の火力電源入札の契約内容を踏まえて設定いたしました。しかし、ご提案を考慮し、あらためて検討した結果、より柔軟な扱いを行うべく条件を緩和し、バンド幅を「最大受給電力の3%を30分の電力量に換算した値」、第二種電力量料金単価を「第一種電力量料金単価の2分の1」に変更し、入札要綱案・標準契約書案に反映いたします。 なお、変更後の条件（通告値からの未達・超過の基準（3%を30分の電力量に換算した値））であれば、周波数調整機能を具備する場合においても、通告値を逸脱することなく運転できると考えております。

○ 入札条件に関するご提案（耐震設計①）

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案反映)
耐震設計・津波対策	[要綱案(P8) 9 (3) 遵守すべき法令・基準等] ウ 耐震設計・津波対策 ・ 応札者の耐震設計・津波対策が必要条件を満たしていることを、『様式 8 耐震設計・津波対策の考え方について』で提示し、以下の項目について説明していただきます。 (イ) 既に設置済みの発電設備の場合、現在の耐震設計・津波対策と、追加で行う耐震設計・津波対策の考え方	- 既に設置済みの発電設備において、『別紙 6 耐震設計・津波対策の考え方』を満足していない場合、本基準を満足するための対策工事等は供給開始時期までに行うことが必須であるか。 - 追加で行う対策の妥当性の確認方法は（様式 8 に加え、別途技術的説明が必要か） [No.23]	- 火力発電所の耐震設計規程等の基準を満足する設備であることは、応札の前提条件であるとともに、供給契約に基づき当社に供給するため必要な条件となります。したがって、設置済の発電設備が本基準を満足していない場合は、供給開始までに本基準を満たす工事を実施いただく必要があるため、入札要綱案に追記をいたします。 - また、追加対策の妥当性は、応札を検討する事業者が様式 8 にて追加対策の実施について提示いただくことをもって確認することといたします。

○ 入札条件に関するご提案（耐震設計②）

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
耐震設計・津波対策	[要綱案(別紙6-2) 1 耐震設計] - 設計に用いるレベル2地震動は、(途中略) 公的機関が公表している発電所所在地における最新の情報を踏まえ、設備に最も影響が大きいものを少なくとも1つ以上含めてください。 - 南海トラフ地震による影響が想定される地域に発電所が立地する場合、レベル2地震動の1つとなる「南海トラフ地震のうち、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波※²」に対して、当該発電所に著しい供給支障が生じないよう、電力供給上重要な役割を担う地中構造物の機能に支障をきたす、重大な損傷が生じない耐震性を確保してください。	入札後に公的な基準が見直されたことにより設備対応が必要となる場合の扱いについて明示すべき。 [No.24]	- 募集期間に入手し得る最新の基準を織り込んで頂くようお願いいたします。 - また、受給契約締結後に公的な基準が見直された場合、設備変更の要否は、設備設置者（落札者）にてご判断いただきます。
		応札者の設備は、「イ）発電設備・受電設備の技術要件」および「ハ）耐震設計」に示された法令等に準拠することにより、「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点について、要綱にて明確に示されている必要がある。 [No.25]	- 当社の入札要綱案には、「イ）発電設備・受電設備の技術要件」および「ハ）耐震設計」という項目はございませんが、耐震設計の考え方に関するご意見と解釈し、以下のとおり回答させていただきます。 - 応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方は、入札要綱案および別紙において満足すべき基準等の条件を参照することで、明確に示しております。 - 特に、南海トラフ地震による影響が想定される地域に発電所が立地する場合、レベル2地震動の1つとなる「南海トラフ地震のうち、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波」に対して、当該発電所に著しい供給支障が生じないよう、電力供給上重要な役割を担う地中構造物の機能に支障をきたす、重大な損傷が生じない耐震性を確保していただくことを求めています。

○ その他のご提案（連帯保証）

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
連帯保証	[要綱案 (P24) 16 契約等の締結] 当社との間で契約を締結する相手方（契約の承継者を含む）が、電力供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者が連帯保証を負うこととし、「連帯保証状」を提出していただきます。	既に契約保証金の預託及び補償金支払義務が課されていることから、追加で連帯保証を行うことは不必要。発電事業に対して連帯保証を求めることは、非常に負担が大きい。低廉な電源の確保からも連帯保証の条項は削除すべき。 [No.49,50]	契約保証金は、契約に定める落札者の義務履行を担保するため必要であると考えております。これについては、営業運転開始前までの期間お預かりし、営業運転開始後に返還いたします。一方、落札者には、供給期間を通じて安定的に電力の供給を担っていただくこととなるため、事業の継続性・安定性の観点から、電力供給を行うことを目的に設立された子会社または合併会社等により事業を実施する場合は、その出資者である事業者が連帯して保証していただく必要があると考えております。

○ 契約条件に関するご提案①

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
協定等の締結	[要綱案(P9)9(5)電力受給契約書の承認] 「別冊 電力受給契約書【標準契約書案】」を承認していただくことが必要です。 - 落札者は、当社と協議のうえ、「別冊 電力受給契約書【標準契約書案】」にもとづく契約を締結していただきます。 [契約書案A第15条第3項] - 甲および乙は、前各項に定めるほか、この契約の実施に必要となる申合せ等を書面により行うものとする。	- 落札者の選定時における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にするべき。 - 各種協定に加え、要綱・標準契約書に定めがない事項につき、両社の協議に基づき新たな規定を設け、付帯契約書・覚書等で定めることが可能か。 - 協定等の締結時期について具体的に説明してほしい。 - 落札者は協定を締結することができない場合、標準契約書の締結を行わないことも許容されるか。 [No.51]	標準契約書は、R F Cを経て、中立的機関にて承認されたものとして取り扱うため、標準契約書の規定内容については、原則として変更できないと考えております。ただし、落札者決定後でなければ、記載できない内容（例：受給開始日、営業運転開始日、年間契約基準電力量等）は除きます。 運転協定、申し合わせ等は、標準契約書案A第15条（標準契約書案B第19条）や、利用率低下補正の運用等の別途協議して定める各条項に基づき協議し、標準契約書案における細目事項を定めるものと考えております。 締結時期については、基本的には電力受給開始日までと考えております。 また、利用率低下補正の運用方法等の明確化・取り決めについては、落札者の発電設備の仕様等を考慮する必要があるため、個別具体的な内容については、両者で協議し、別途定めるものと考えております。 入札要綱案P9（5）「電力受給契約書の承認」に記載のとおり、応札いただくにあたり、標準契約書についてはご承認いただくとともに、標準契約書の締結をした上で、それに付帯する協定等を締結いたします。

○ 契約条件に関するご提案②

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案一部反映)
契約保証金の返還	[契約書案A第10条第2項] ・乙は、(中略)営業運転開始日から20日以内に、前項の契約保証金に、甲が乙に当該契約保証金を預け入れた日から営業運転開始日の前日まで年〇.〇%(単利)の利息を付した金額を甲に返還するものとする。	・貴社事由で受給開始の日までに受給契約が解除・解約された場合、契約保証金の返還について記載されておりません。受給契約が解除された時点の金利を付した契約保証金を返還する旨、明記してほしい。 [No.54]	・ご提案を踏まえ、契約保証金を返還する旨を標準契約書案に明記いたします。
自己事由による契約解除	記載なし	・自己の事由による契約解除について、合理的な解約金の支払を条件に、相手方への通知をもって可能である旨を要綱へ加えるべきと考えます。 [No.58]	・ご提案いただいた、一定の解約金の支払いを条件に、自己事由による解除を規定することは、長期に安定的な電源確保を目的とした入札の趣旨に馴染まないものと考えます。したがって、自己の事由による契約解除は標準契約書案に規定しておりません。
発電設備の調査	[契約書案第19条第2項] ・乙は、前項の調査（発電設備が適正に建設・運転されていることを確認するための調査）を行う場合は、原則としてあらかじめ調査工程等を書面により甲に通知する。	・現地調査を行う場合は落札者との協議が必要と考えますので、その旨追記してほしい。 [No.72]	・ご提案を踏まえ、現地調査を行う場合は落札者との協議のうえ実施する旨、標準契約書案に反映いたします。

○ 契約条件に関するご提案③

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
契約解除の条件	[契約書案A第37条第4項] - 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し書面により通知して、この契約をただちに解除することができるものとする。 (1)第10条に定める契約保証金を所定の期日までに支払わない場合 (2)甲の責めに帰すべき事由により、あらかじめ乙の承諾を得ずに乙の通告電力量に〇〇キロワット時を加えた電力量を上回り、または乙の通告電力量から〇〇キロワット時を差引いた電力量を下回って電力を供給した時間数が、年度内で360時間を超えた場合	- 契約書案A第37条第4項(1)の定めにおいて、「甲が所定の期日から30日を経過しても第10条に定める契約保証金を支払わない場合」との記載に変更してほしい。また、「天変地異等やむを得ない事由」で契約保証金の支払が遅延した場合においては協議による解除を行うこととし、解除に至った場合は落札者に補償義務が生じないものとしてほしい。 - 契約書案A第37条第4項(2)の定めにおいて、一定の基準を超過した場合に自動的に解除事由とするのではなく、合理的な治癒期間を設け、治癒期間を以て落札者による改善が見られない場合、貴社による通知による解除が可能となる建付けとしてほしい。 [No.64]	- 契約保証金の預け入れは契約締結後の20日以内としており、落札者に無理のない期間と考えておりますので、現状どおりとさせていただきます。なお、天変地異等やむを得ない理由で遅延した場合は、個別の事由を確認させていただき協議します。 - 落札者は、通告を遵守して発電していただく必要があることから、あらかじめ当社の承諾を得ずに通告を逸脱した時間が年度内で360時間を超過した場合は契約を解除できる規定は現状どおりといたしますが、ご提案にも配慮し、No.15～20のご提案への当社回答のとおり、通告値からの未達・超過の基準を「最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値」から「最大受給電力の3%を30分の電力量に換算した値」に条件を緩和することで対応させていただきます。

○ 契約条件に関するご提案④

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答 (ご提案一部反映)
契約解除 (損害賠償)	[契約書案A第37条第5項] 甲は、第1号の金額から第2項の金額を差し引いた金額について、資本費および運転維持費の精算として乙に対して支払うものとする。	貴社事由で受給契約が解除・解約された場合、落札者側は解除・解約日以降も契約履行能力がある事を勘案しますと営業運転開始日から契約解除日までの契約履行の対価である料金精算は不要と考えます。 [No.65]	ご提案を踏まえ、当社の責めに帰すべき事由により契約が解除に至る場合は、標準契約書案A第37条第5項（標準契約書案B第42条第5項）に定める資本費および運転維持費の精算は行わないこととし、標準契約書案に反映いたします。
	[契約書案A第37条第7項] (2)営業運転開始日以降の解除の場合 イ 甲が乙に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。 (1)解除日から供給期間満了日までの期間(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とする。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。	- 貴社が損失として被る損害とは代替の電力調達費用であり、発電設備の資本に関わる内容ではないことから、本来の代替調達に即した損失に変更してほしい。 - 落札者から当社に支払われる補償額水準は、過大であり、残存供給期間(上限7年)における代替調達コストと基本料金との差額の現在価値相当額とすべき。 - 貴社事由による解約の場合は、上限7年の定めは撤廃してほしい。 [No.66～68]	7年の期間設定は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」に記載のある、当社における入札による代替供給力確保のためのリードタイムを考慮したものです。また、当該期間における代替電力調達費用は現時点にて算定することが困難と考えます。一方、落札者においては、固定費が回収できなくなることから、落札者への損害賠償として、新しい供給先との契約締結までの相当期間における基本料金を考えております。こうした中、ご指摘いただいた箇所の損害賠償の算定にあたっては、リスクの予見可能性を考慮し、基本料金の諸元を用いて、明確かつ簡明に金額を算定できる双務的な方式としたものです。以上を総合的に勘案し、現状どおりとさせていただきます。

○ 契約条件に関するご提案⑤

項目	入札要綱案 (見直し前)	ご提案	当社回答
契約解除 (損害賠償)	[契約書案A第37条第7項] (1)営業運転開始日より 前の解除の場合 □ 乙が甲に支払う損害賠償の額は、この契約の解除により通常生ずべき甲の損害に相当する金額(逸失利益を除くものとする。)とする。 (2)営業運転開始日以降の解除の場合 □ 乙が甲に支払う損害賠償の額は、次の金額の合計額とする。 (イ)省略 (ロ)甲に生じた損害にかかる金額のうち、(イ)の金額を超える額	・営業運転開始前の「通常生ずべき落札者の損害に相当する金額」及び営業運転開始後の「落札者に生じた損害にかかる金額」について、下記の点を含める旨を明示して頂きたいと考えます。 ①落札者の借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等) ②落札者が新たに設立された子会社・合併会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り ③上記以外で、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 [No.59]	・資金調達に要する費用が損害賠償の対象になるかについては、事案ごとに異なるため、予め明示することは困難と考えております。このため、当社帰責事由の有無や賠償の範囲については、契約の解除と落札者に生じた事象・損害との因果関係を踏まえて、個別に判断させていただくべきものと考えております。そのため、現状どおりとさせていただきます。

3. RFCでいただいたご提案を踏まえた 入札要綱案の見直しについて

「契約書案B」についても、「契約書案A」と同様の内容で見直しをいたしております。

入札要綱案の見直しについて①

○電源運用関係①

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
(P6) 8 (2) 年間 予告電力量 の通告 イ(ア)	(ア) (中略) 年間最低電力量から最大受給電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を下回る範囲内で、年間予告電力量を通告することができるものといえます。この場合、当社は、落札者に対し当該通告を行う理由を説明するとともに、年間最低電力量を下回る電力量に相当する落札者の発電設備の発電効率低下に対する補正（利用率低下補正）を行うものといえます。 [No.11]	(ア) (中略) 年間最低電力量から最大受給電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を下回る範囲内で、年間予告電力量を通告することができるものといえます。この場合、当社は、落札者に対し当該 年間予告電力量の 通告を行う理由を説明する ものといえます 。
(P6) 8 (3) 変更通 告	・ (中略) 各年度の最終的な通告電力量の年間合計値（年間通告電力量）と年間予告電力量の差が、変更通告の許容範囲（最大受給電力に8,760時間に乗じた値の±10%に相当する電力量）内となるようにいたします。ただし、当社が落札者の承諾を得た場合には、当該許容範囲を超える変更通告を行うことができるものといえます。 [No.9～12]	・ (中略) 各年度の最終的な通告電力量の年間合計値（年間通告電力量）と年間予告電力量の差が、変更通告の許容範囲（最大受給電力に8,760時間に乗じた値の±10%に相当する電力量）内の 値で、かつ、「年間最低電力量から最大受給電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を減じた電力量」以上、年間供給可能電力量または年間最大電力量のうちいずれか小さい値以下 となるように 通告 いたします。ただし、 あらかじめ 当社が落札者の承諾を得た場合には、 この範囲 を超える変更通告を行うことができるものといえます。 ・ 当社の責めに帰すべき事由により年間通告電力量が年間最低電力量を下回った場合は、年間最低電力量を下回った電力量に相当する発電設備の発電効率低下に対する補正（利用率低下補正）を行うものといえます 。

入札要綱案の見直しについて②

○電源運用関係②

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
(P6) 8 (4)緊急時 における供 給停止の通 告	天変地異等やむを得ない事由による場合、保安上の危険がある場合および系統運用上やむを得ない場合は、上記(2)および(3)の定めにかかわらず、当社は、供給の全部または一部の停止を落札者に通告できるものとし、落札者はこれに応じるものいたします。 [No.13]	天変地異等やむを得ない事由による場合、保安上の危険がある場合および系統運用上やむを得ない場合は、上記(2)および(3)の定めにかかわらず、当社は、供給の全部または一部の停止を落札者に通告できるものとし、落札者はこれに応じるものいたします。<u>この場合、当社は当該通告を行う理由を落札者に説明するものいたします。</u>
(P6) 8 (5)停電に 関する取扱 い	・落札者からの30分ごとの受給電力量が、当社の通告電力量に対し、最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値の範囲を超えて下回った場合は、発生事由に応じて受給料金から所定額を減額するものいたします。 [No.15～20]	・落札者からの30分ごとの受給電力量が、当社の通告電力量に対し、最大受給電力の3%を30分の電力量に換算した値の範囲を超えて下回った場合は、発生事由に応じて受給料金から所定額を減額するものいたします。

入札要綱案の見直しについて③

○電源運用関係③

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
別紙4-1 停電に関する取り扱い について 1 基本事項(1)	・落札者の責めに帰すべき事由により受給電力の全部または一部の供給を停止し、30分ごとの受給電力量が通告電力量から最大受給電力の1%を30分の電力量に換算した値を差引いた値を下回った場合は、その間の通告電力量から、当該時間における30分ごとの受給電力量を差引いた電力量の合計値を停電電力量とし、当該停電電力量に次項2の停電割戻単価を乗じて得た金額を停電割戻料金とし、毎月の電力受給料金から停電割戻料金を減額するものといたします。ただし、以下に定める事由による場合は、以下に定めるとおり取り扱うものといたします。 [No.15～20]	・落札者の責めに帰すべき事由により受給電力の全部または一部の供給を停止し、30分ごとの受給電力量が通告電力量から最大受給電力の<u>3</u>%を30分の電力量に換算した値を差引いた値を下回った場合は、その間の通告電力量から、当該時間における30分ごとの受給電力量を差引いた電力量の合計値を停電電力量とし、当該停電電力量に次項2の停電割戻単価を乗じて得た金額を停電割戻料金とし、毎月の電力受給料金から停電割戻料金を減額するものといたします。ただし、以下に定める事由による場合は、以下に定めるとおり取り扱うものといたします。

○入札条件

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
(P8) 9(3)ウ 耐震設計・ 津波対策	記載なし [No.23]	・ <u>既に設置済みの発電設備で、追加の対策工事が必要となる場合は、供給開始までに当該工事を完了していただくことが必要となります。</u>

入札要綱案の見直しについて④

○ 受給料金関係①

項目	入札要綱案 (見直し前)			入札要綱案 (見直し後)		
	料金種類	適用する 受給電力量	適用する 可変費単価	料金種類	適用する 受給電力量	適用する 可変費単価
別紙8-1 受給料金 2 電力受給料金	第一種電力量 料金 (通 告 分)	当社の通告に もとづき供給 した電力量※ ¹	入札価格※ ² の 可変費単価	第一種電力量 料金 (通 告 分)	当社の通告に もとづき供給 した電力量※ ¹	入札価格※ ² の 可変費単価
	第二種電力量 料金 (通告超過分)	当社の通告を 超える電力量	第一種電力量料 金単価÷ 3	第二種電力量 料金 (通告超過分)	当社の通告を 超える電力量	第一種電力量料 金単価÷ <u>2</u>
	※ 1 : 通告超過分が最大受給電力の 1 %を30分の電 力量に換算した値の範囲までは第一種電力量料金を 適用いたします。 ※ 2 : 省略 [No.15~20]			※ 1 : 通告超過分が最大受給電力の <u>3</u> %を30分の電 力量に換算した値の範囲までは第一種電力量料金を 適用いたします。 ※ 2 : 省略 [No.15~20]		
別紙8- 3 3 電力量料金	・実績受給電力量は30分ごとに区分することとし、 通告分は、可変費単価（「第一種電力量料金単価」 という）を適用し、通告超過分（最大受給電力の 1 %を30分の電力量に換算した値の範囲までは許 容）は、第一種電力量料金単価の 3 分の 1 の単価 （「第二種電力量料金単価」という）を適用いたし ます。 [No.15~20]			・実績受給電力量は30分ごとに区分することとし、 通告分は、可変費単価（「第一種電力量料金単価」 という）を適用し、通告超過分（最大受給電力の <u>3</u> %を30分の電力量に換算した値の範囲までは許 容）は、第一種電力量料金単価の <u>2</u> 分の 1 の単価 （「第二種電力量料金単価」という）を適用いたし ます。 [No.15~20]		

入札要綱案の見直しについて⑤

○ 受給料金関係②（土木建築工事費の物価補正①）

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)				
(P10) 10 (1) イ 契約における受給料金の考え方	記載なし [No27～31]	・ <u>(資本費のうち、土木建築工事費については、『10(2)発電単価』に記載した内容にもとづき落札者が希望した場合に限り、物価補正を行うことといたします。</u>				
(P12) 10 (2) 発電単価	記載なし [No27～31]	・ <u>資本費のうち、土木建築工事費については、東京オリンピック、リニア新幹線等の大規模工事の開始を受け、関連物価が想定外に上昇することが考えられることから、新設およびリプレース電源の場合で、かつ落札者が応札時に土木建築工事費に関する物価補正を希望した場合に限り、物価補正を行うことといたします。考え方の詳細は、『別紙 8-2 土木建築工事費の補正』を参照してください。</u>				
別紙8-1 1 基本料金	<table><tr><td>資本費</td><td>記載なし</td></tr></table> [No27～31]	資本費	記載なし	<table><tr><td>資本費</td><td>○<u>また、『様式 1 8 建設費概算書』において、あらかじめ、物価変動による土木建築工事費の補正を希望した事業者で、『別紙 8-2 土木建築工事費の補正』にもとづき補正を行った場合は、補正後の土木建築工事費にもとづく入札価格の資本費といたします。</u></td></tr></table>	資本費	○ <u>また、『様式 1 8 建設費概算書』において、あらかじめ、物価変動による土木建築工事費の補正を希望した事業者で、『別紙 8-2 土木建築工事費の補正』にもとづき補正を行った場合は、補正後の土木建築工事費にもとづく入札価格の資本費といたします。</u>
資本費	記載なし					
資本費	○ <u>また、『様式 1 8 建設費概算書』において、あらかじめ、物価変動による土木建築工事費の補正を希望した事業者で、『別紙 8-2 土木建築工事費の補正』にもとづき補正を行った場合は、補正後の土木建築工事費にもとづく入札価格の資本費といたします。</u>					

入札要綱案の見直しについて⑥

○ 受給料金関係③（土木建築工事費の物価補正②）

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
別紙 8 - 2 2 土木建築 工事費の補正	記載なし [No27～31]	・ <u>落札者が、あらかじめ、物価の著しい変動に伴う土木建築工事費の補正を希望した場合は、以下の式にもとづき補正額を算定し、基本料金に反映することといたします。</u> ・ <u>補正は、補正対象である、『様式 9 入札価格計算書』の資本費（A欄）に再掲された、応札時点の毎年度の土木建築工事費に対し、各年度の補正額を加減算することで実施いたします。</u> ・ <u>なお、『様式 9 入札価格計算書』の資本費（A欄）に再掲する、補正対象とする土木建築工事費の合計は、『様式 1 8 建設費概算書』における土木工事および建築工事の合計額以下で、かつ、『様式 9 入札価格計算書』における資本費合計の 25%を超えないものとしてください。</u> $\text{各年の補正額} = \frac{\text{入札価格計算書の各年の土木建築工事費}}{\left(\frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{基準月の土木物価指数}} - 1 \right)}$ <u>ただし、以下の場合は、補正を行わないものといたします。</u> $\left \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{基準月の土木物価指数}} - 1 \right \leq 5\%$ ※ <u>基準月は、入札募集受付開始月といたします。</u> ※ <u>土木物価指数は、国土交通省公表の「建設工事デフレーター」の「建設総合－土木総合－その他土木」（月次）といたします。</u> ※ <u>土木・建築工事の契約は、発電設備の建設に必要な環境影響評価書の確定以後速やかに締結され、金額が確定するものと考えられるため、補正額の算定は環境影響評価書が確定した月の土木物価指数をもとに行います。</u> ※ <u>土木物価指数のプラスおよびマイナス双方の変動を対象に補正をいたします。</u>

入札要綱案の見直しについて⑦

○燃料費エスカレーション

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)												
(P12) 10(2) 発電単価	※ World Energy Outlook(2013年版)の現行政策シナリオにおける2020年から2035年の平均変動率は、石炭：0.5%/年、LNG：0.9%/年、石油：1.3%/年となります。 [No.33]	※ <u>World Energy Outlook(2013年版)の現行政策シナリオにおける燃料種毎の変動率</u> ・適用するエスカレーション率は、下表のとおりです。 <table> <tr> <th></th><th>平成32年度(2020年度)まで</th><th>平成32年度(2020年度)以降</th></tr> <tr> <td>石 炭</td><td>1.6%/年</td><td>0.5%/年</td></tr> <tr> <td>原 油</td><td>1.2%/年</td><td>1.3%/年</td></tr> <tr> <td>天然ガス</td><td>△1.7%/年</td><td>0.9%/年</td></tr> </table>		平成32年度(2020年度)まで	平成32年度(2020年度)以降	石 炭	1.6%/年	0.5%/年	原 油	1.2%/年	1.3%/年	天然ガス	△1.7%/年	0.9%/年
	平成32年度(2020年度)まで	平成32年度(2020年度)以降												
石 炭	1.6%/年	0.5%/年												
原 油	1.2%/年	1.3%/年												
天然ガス	△1.7%/年	0.9%/年												

○ 系統アクセス関係

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
(P13) 10 (3) 電源線等工事費 (特定負担分)	イ 再算定が必要な場合、当社は、当社NSCまたは発電設備が連系する一般電気事業者から、接続検討時および再算定後の電源線等工事費 (特定負担分) の開示を受け、『別紙7 系統アクセスに関する手続き等の流れ 8 再算定後の工事費の調整方法について』にもとづき、入札価格を調整いたします。 [No.38]	イ 再算定が必要な場合、当社は、当社NSCまたは発電設備が連系する一般電気事業者から、接続検討時および再算定後の電源線等工事費 (特定負担分) の開示を受け、『別紙7 系統アクセスに関する手続き等の流れ 8 再算定後の工事費の調整方法について』にもとづき、入札価格を調整いたします。 <u>また、あわせて応札者に対し再算定の理由および影響を説明いたします。</u>
別紙7-2 7 落札候補者選定時の再算定	7 落札候補者選定時の再算定 ・接続検討では、当該応札者が単独で特別高圧・高圧電線路に接続する場合の所要額を回答いたします。 ・一方、当社は、落札候補者の選定にあたり、接続検討時からの状況変化を当社NSCに確認し、同一系統に複数の応札者が同時に接続する場合等、状況変化に伴う再算定が必要となった場合、<u>当社NSCは、概算工事費、工事費負担金概算額の再算定を行います。</u> [No.38]	7 落札候補者選定時の再算定 ・接続検討では、当該応札者が単独で特別高圧・高圧電線路に接続する場合の所要額を回答いたします。 ・一方、当社は、落札候補者の選定にあたり、接続検討時からの状況変化を当社NSC<u>または発電設備が連系する一般電気事業者</u>に確認し、同一系統に複数の応札者が同時に接続する場合等、状況変化に伴う再算定が必要となった場合、概算工事費、工事費負担金概算額の再算定を行います。 <u>また、あわせて応札者に対し再算定の理由および影響を説明いたします。</u>

入札要綱案の見直しについて⑨

○落札者決定手続き関係

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
(P19) 13 (3) 落札者決定後の手続き	・連系線等の送電可否判定において、送電不可と判定された場合、もしくは当社との契約協議の結果合意に至らない場合は、(1)において落札候補者にならなかった応札者のうち順位が上位のものを新たに落札者とします。 [No.43]	・連系線等の送電可否判定において、送電不可と判定された場合、もしくは当社との契約協議の結果合意に至らない場合で、他の落札者の最大受給電力の合計が、100万kWを下回る場合は、(1)において落札候補者にならなかった応札者のうち順位が上位のものを新たに落札者とします。
(P22) 14(3)入札の辞退	(3) 入札の辞退 ・入札後に辞退する場合は、<u>原則、落札候補者決定日までに『様式21 入札辞退書』を提出してください。</u> [No.48]	(3) 入札の辞退 ・入札後に辞退する場合は、応札者の意思決定次第、すみやかに『様式21 入札辞退書』を提出してください。
(P25) 17 (3)落札者決定後の手続き	・当社または落札者は、自己の責め帰すべき事由等により、営業運転開始日を繰り延べる場合は、相手方に対して『別冊 電力受給契約書【標準契約書案】』にもとづき、営業運転開始遅延補償料金を支払うものといたします。 [No.56,57]	・当社または落札者は、自己の責めに帰すべき事由により、営業運転開始日を繰り延べる場合は、相手方に対して『別冊 電力受給契約書【標準契約書案】』にもとづき、営業運転開始遅延補償料金を支払うものといたします。

○ 総合評価方式関係

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
別紙9-1 3 エリア評価 割引額	エリア割引評価額 A発電所 Y (円/kWh)	エリア割引評価額 A発電所 0.05 (円/kWh) RFCでご意見はいただいておりますが、4月18日の電気料金値上げ申請認可に伴い、エリア割引評価額が0.05円/kWhに確定しましたので、今回の見直しに合わせて変更させていただきます。
別紙11-1 2 送電端熱効率 (LHV)	・当社は、応札電源の<u>最大受給電力</u>における低位発熱量基準の送電端熱効率を確認し、加点条件に見合った配点を付与いたします。 [No.40]	・当社は、応札電源の<u>発電規模（認可出力における発電端出力）</u>における低位発熱量基準の送電端熱効率を確認し、加点条件に見合った配点を付与いたします。 ＜石炭火力（微粉炭火力）の場合＞ (表省略) ※ <u>認可出力における発電端出力</u> ＜天然ガス火力（1軸型ガスタービンサイクル）の場合＞ (表省略) ※ <u>1：認可出力における発電端出力</u>

入札要綱案の見直しについて⑪（標準契約書案①）

○第1章 総則

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (契約保証金) 第10条	・記載なし [No.54]	<u>3 乙の責めに帰すべき事由により第37条第2項または第3項にもとづき営業運転開始日より前にこの契約の解除がなされた場合は、乙はこの契約の解除がなされた日から20日以内に、第1項の契約保証金に、甲が乙に当該契約保証金を預け入れた日からこの契約の解除がなされた日の前日まで年〇. 〇%（単利）の利息を付した金額を、甲に返還するものとする。ただし、営業運転開始遅延補償金または損害賠償への充当により当該返還時点において契約保証金が第1項に定める金額に満たないときは、乙は、当該返還時点の契約保証金の残額に利息を付した金額を甲に返還するものとする。</u>

○第2章 電力受給および営業運転の開始①

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (営業運転開始日の変更) 第17条	2 甲または乙は、前項にもとづき営業運転開始日を平成〇年〇月1日以降に繰り延べる場合において、これが自己の責めに帰すべき事由によるものであるとき、またはこの契約締結後1年を経過した日以降に甲が営業運転開始日の繰り延べを申し出たときは、相手方に対して、営業運転開始日から20日以内に、（以下略） [No.56,57]	2 甲または乙は、 <u>自己の責めに帰すべき事由により</u> 前項にもとづき営業運転開始日を平成〇年〇月1日以降に繰り延べる場合(削除)は、相手方に対して、営業運転開始日から20日以内に、（以下略）

入札要綱案の見直しについて⑫（標準契約書案②）

○第2章 電力受給および営業運転の開始②

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (設備の確認および改善) 第19条	2 (中略) 書面により甲に通知するものとする。(以下略) [No.72]	2 (中略) 書面により甲に通知し、 <u>甲と協議のうえ実施</u> するものとする。(以下略)

○第3章 点検・補修計画および通告①

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (発電設備の点検・補修計画等) 第20条	(中略) 翌々年度以降3年間の点検・補修およびこれに伴う電力受給の停止または制限の計画の案についても、参考として書面により乙に提出するものとする。(中略) 2(2) (中略) 甲乙協議のうえ、60日を超える点検・補修期間を定めることができるものとする。(以下略) [No.3,4]	(中略) 翌々年度以降3年間の点検・補修およびこれに伴う電力受給の停止または制限の計画の案についても、 <u>(削除)</u> 書面により乙に提出するものとする。(中略) 2(2) (中略) 甲乙協議のうえ、 <u>当該改良または補修に要する日数のうち60日を超える日数分だけ当該改良または補修を行う年度の翌年度以降3年間について認められている各60日間の点検・補修期間を短縮することで、当該改良または補修を行う年度およびそれ以降の3年の合計4年度の平均で点検・補修期間を年間60日以内とすることを条件として、当該改良または補修を行う年度につき合意により60日を超える点検・補修期間を定めることができるものとする。</u> (以下略)

入札要綱案の見直しについて⑬（標準契約書案③）

○第3章 点検・補修計画および通告②

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (年間予告電 力量) 第22条	2 (1) (中略) この場合、乙は、甲に対し、当該年間予告電力量の通告を行う理由を説明するとともに、年間最低電力量を下回る電力量に相当する発電設備の発電効率低下に対する補正（以下「利用率低下補正」という。）を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ、別途協定に定めるものとする。 [No.9～12]	2 (1) (中略) この場合、乙は、甲に対し、当該年間予告電力量の通告を行う理由を説明する <u>（削除）</u> ものとする。
[標準契約書案A] (通告) 第23条	3 乙は、変更通告にあたり、各年度の最終的な通告電力量の合計値（以下「年間通告電力量」という）が当該年度の年間予告電力量±○○○キロワット時の範囲内となるようにするものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この範囲を超える変更通告を行うことができるものとする。 4 乙は、前項の定めにもとづきあらかじめ甲の承諾を得て年間通告電力量が「年間予告電力量－○○○キロワット時」を超えて下回る変更通告を行った場合、 (中略) 5 (中略) 甲は、これに応じるものとする。 なお、本項により (以下略) [No.9～13]	3 乙は、 <u>（削除）</u> 各年度の最終的な通告電力量の合計値（以下「年間通告電力量」という）が当該年度の年間予告電力量±○○○キロワット時の範囲内の <u>値で、かつ「年間最低電力量－○○○キロワット時」以上、年間供給可能電力量または年間最大電力量のうちいずれか小さい値以下</u> となるように <u>通告</u> するものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この <u>限りではない</u> 。 4 <u>乙の責めに帰すべき事由により年間通告電力量が年間最低電力量を下回った場合は、年間最低電力量を下回った電力量に相当する発電設備の発電効率低下に対する補正（以下「利用率低下補正」という。）を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ、別途協定に定めるものとする。</u> 5 <u>第3項ただし書きにもとづき（削除）</u> 年間通告電力量が「年間予告電力量－○○○キロワット時」を下回った場合、 (中略) 6 (中略) 甲は、これに応じるものとする。 <u>この場合、乙は、当該通告を行う理由を甲に説明するものとする。</u> なお、本項により (以下略)

入札要綱案の見直しについて⑭（標準契約書案④）

○第4章 料金

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (料金の支払い) 第31条	・記載なし [No.14]	<u>4 第29条に定める停電割戻料金および超過停止割戻料金の合計額が当該月の電力受給料金の額を上回る場合は、甲は、その差額を乙からの請求にもとづき乙に支払うものとし、当該請求および支払いについては、前二項に準じて行うものとする。</u>

入札要綱案の見直しについて⑮（標準契約書案⑤）

○第5章 供給期間ならびに契約有効期間、終了および承継等①

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (契約の解除) 第37条	2 (中略) この契約を解除することができるものとする。 3 (中略) この契約をただちに解除することができるものとする。(以下略) 4 (中略) この契約をただちに解除することができるものとする。(中略) (3) 1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合 (4) 故意または重過失により受給電力の全部または一部の供給を停止した場合 5 第2項ないし第4項にもとづき営業運転開始日以降にこの契約の解除がなされた場合、甲は、月ごとに、(以下略) 6 (中略) 前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、甲または乙はこの契約の解除により相手方に生ずる損害を賠償するものとする。(以下略) [次頁に続く] [No.60~65]	2 (中略) この契約を解除することができるものとする。<u>本項による解除の場合は、相手方の責めに帰すべき事由による解除として取り扱うものとする。</u> 3 (中略) この契約をただちに解除することができるものとする。<u>本項による解除の場合は、相手方の責めに帰すべき事由による解除として取り扱うものとする。</u>(以下略) 4 (中略) この契約をただちに解除することができるものとする。<u>次の各号のうち第4号以外にもとづく解除の場合は、相手方の責めに帰すべき事由による解除として取り扱うものとする。</u>(中略) (3) <u>甲の責めに帰すべき事由により</u>1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給を停止した場合 <u>(4) 甲または乙いずれの責めにも帰さない事由により1年以上継続して受給電力の全部または一部の供給が停止した場合(ただし、甲乙間で供給再開の時期および条件につき協議のうえ合意が成立した場合を除く。)</u> <u>(5) 故意または重過失により受給電力の全部または一部の供給を停止した場合</u> <u>(6) 甲の責めに帰すべき事由により営業運転開始日に甲が発電設備の営業運転を開始しない場合</u> 5 第2項ないし第4項にもとづき営業運転開始日以降にこの契約の解除がなされた場合<u>(乙の責めに帰すべき事由による解除の場合を除く。)</u>、甲は、月ごとに、(以下略) 6 (中略) 前項に定める資本費および運転維持費の精算のほか、<u>次項の規定に従い</u>損害を賠償するものとする。(以下略) [次頁に続く]

入札要綱案の見直しについて⑬（標準契約書案⑥）

○第5章 供給期間ならびに契約有効期間、終了および承継等②

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
標準契約書案A] (契約の解除) 第37条	【前頁からの続き】 7 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 営業運転開始日より前の解除の場合 イ 甲が乙に支払う損害賠償の額は、(中略) □ 乙が甲に支払う損害賠償の額は、(中略) (2) 営業運転開始日以降の解除の場合 イ 甲が乙に支払う損害賠償の額は、(中略) (□) 系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額 (ハ) 第33条にもとづき算定されたこの契約の解除に伴う基本料金の調整額 (二) (□)、(ハ) 以外に乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ) の金額を超える額 □ 乙が甲に支払う損害賠償の額は、(以下略) [No.60~65]	【前頁からの続き】 7 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 営業運転開始日より前の解除の場合 イ <u>甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき</u>甲が乙に支払う損害賠償の額は、(中略) □ <u>乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき</u>乙が甲に支払う損害賠償の額は、(中略) (2) 営業運転開始日以降の解除の場合 イ <u>甲の責めに帰すべき事由にもとづく乙による解除につき</u>甲が乙に支払う損害賠償の額は、(中略) (□) 系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額 (削除) (ハ) (□) (削除) 以外に乙に生じた損害にかかる金額のうち、(イ) の金額を超える額 □ <u>乙の責めに帰すべき事由にもとづく甲による解除につき</u>乙が甲に支払う損害賠償の額は、(中略) ハ 第4項第4号にもとづく解除の場合には、甲は乙に対して、系統連系設備について、工事費の残存簿価およびその撤去費用から倉入または流用価格相当を控除した金額を支払うものとするが、それ以外の損害賠償の責任を負わないものとする。

入札要綱案の見直しについて⑰（標準契約書案⑦）

○別表1

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)				
[標準契約書案A] (土木建築工 事費の変動に 伴う資本費の 補正) 別表 1 - 3	・ 記載なし [No.27～31]	《落札者が土木建築工事費に関する物価変動の補正を希望した場合は、1の「各年の資本費」の次に本規定を挿入し、以降の規定を繰り下げるものとする。》				
		● 土木建築工事費の変動に伴う資本費の補正				
		(1) 資本費の補正 1の「各年の資本費」に対して、(2) および(3)により算定された「各年の補正額」を該当する年ごとに加減算するものとする。				
		(2) 各年の資本費のうち土木建築工事費				
		<table><tr><td>第 1 年目</td><td>(入札価格計算書の平成n年度の土木建築工事費)千円</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td>第 15年目</td><td>(入札価格計算書の平成n+14年度の土木建築工事費)千円</td></tr></table>	第 1 年目	(入札価格計算書の平成n年度の土木建築工事費)千円	⋮	⋮
第 1 年目	(入札価格計算書の平成n年度の土木建築工事費)千円					
⋮	⋮					
第 15年目	(入札価格計算書の平成n+14年度の土木建築工事費)千円					
		(3) 各年の補正額 次の算定式にもとづき各年の補正額を算定するものとする。 各年の補正額 = (2)の「各年の資本費のうち土木建築工事費」 $\times \left(\frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{平成 2 6 年〇月の土木物価指数}} - 1 \right)$ (千円未満を四捨五入) ただし、以下の場合は、補正を行わないものとする。 <table><tr><td>$\left \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{平成 2 6 年〇月の土木物価指数}} - 1 \right \leq 5 \%$</td></tr></table>	$\left \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{平成 2 6 年〇月の土木物価指数}} - 1 \right \leq 5 \%$			
$\left \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の土木物価指数}}{\text{平成 2 6 年〇月の土木物価指数}} - 1 \right \leq 5 \%$						

入札要綱案の見直しについて⑱（標準契約書案⑧）

○別表3

項目	入札要綱案 (見直し前)	入札要綱案 (見直し後)
[標準契約書案A] (第二種電力量 料金単価) 別表3-2	(5)第二種電力量料金単価 第二種電力量料金単価 = (4)の第一種電力量料金単 価 ÷ 3 [No.17]	(5)第二種電力量料金単価 第二種電力量料金単価 = (4)の第一種電力量料金単価 ÷ <u>2</u>

参 考

■入札募集要綱案および標準契約書案において規定している落札者の通告超過に係る取扱いに関する規定は以下のとおりです。

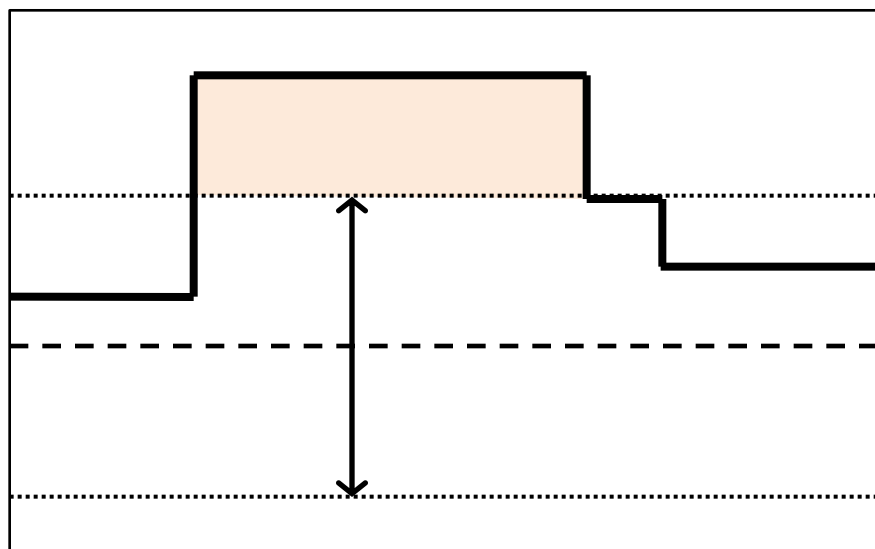
➤電力量料金単価

- 第一種電力量料金単価(通 告 分) : 入札価格の可変費単価
- 第二種電力量料金単価(通告超過分) : 第一種電力量料金単価÷2

* 通告電力量の許容範囲 : 通告電力量から契約最大電力の**3%**を2で除した値を加減算した電力量の範囲

- 通告超過電力量 : 30分ごとの受給電力量が、**通告電力量の許容範囲を超えた時間帯の電力量**

<通告超過電力量の取扱い>



<凡例>

- : 受給電力量
- - - - : 通告電力量
- : 許容範囲の上下限值
- ↔ : 許容範囲
- : 通告超過電力量

■入札募集要綱案および標準契約書案において規定している落札者の通告未達に係る取扱いに関する規定は以下のとおりです。

1. 落札者の責めに帰すべき事由の場合（後述の2および3を除く）

➤停電電力量と適用料金

$$\text{停電割戻料金} = \text{停電電力量} \times \text{停電割戻単価}$$

2. 落札者の故意または重過失による場合

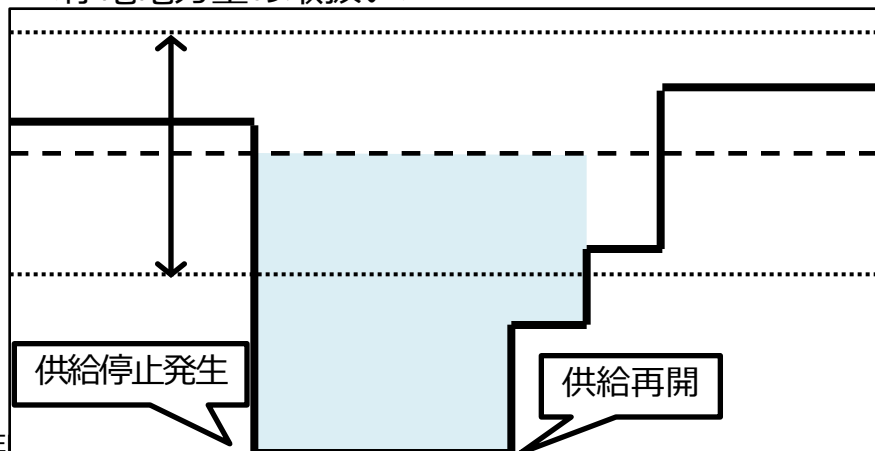
➤停電電力量と適用料金

$$\text{停電割戻料金} = \text{停電電力量} \times \text{停電割戻単価} \times 1.5$$

・停電電力量：落札者の責めに帰すべき事由により受給電力の全部または一部の供給を停止し、30分ごとの受給電力量が**通告電力量の許容範囲を下回った時間帯の電力量**

$$\text{停電割戻単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金}}{\text{年間契約基準電力量}} \times 2$$

<停電電力量の取扱い>



<凡例>

- : 受給電力量
- - - - : 通告電力量
- : 許容範囲の上下限值
- ↔ : 許容範囲
- : 停電電力量

3. 発電設備の事故による場合（前述の2を除く）

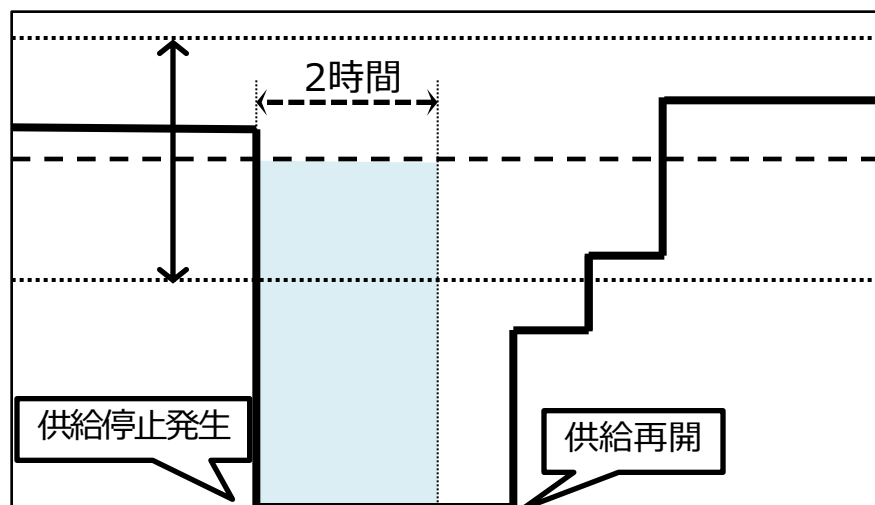
(1) 停電電力量と適用料金

$$\text{停電割戻料金} = \text{停電電力量} \times \text{停電割戻単価}$$

• 停電電力量：落札者の責めに帰すべき事由により受給電力の全部または一部の供給を停止し、30分ごとの受給電力量が**通告電力量の許容範囲を下回った最初の2時間の電力量**

$$\text{停電割戻単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金}}{\text{年間契約基準電力量}} \times 2$$

<停電電力量の取扱い>



<凡例>

- : 受給電力量
- - - - : 通告電力量
- : 許容範囲の上下限值
- ↔ : 許容範囲
- : 停電電力量

(2) 超過停止電力量と適用料金

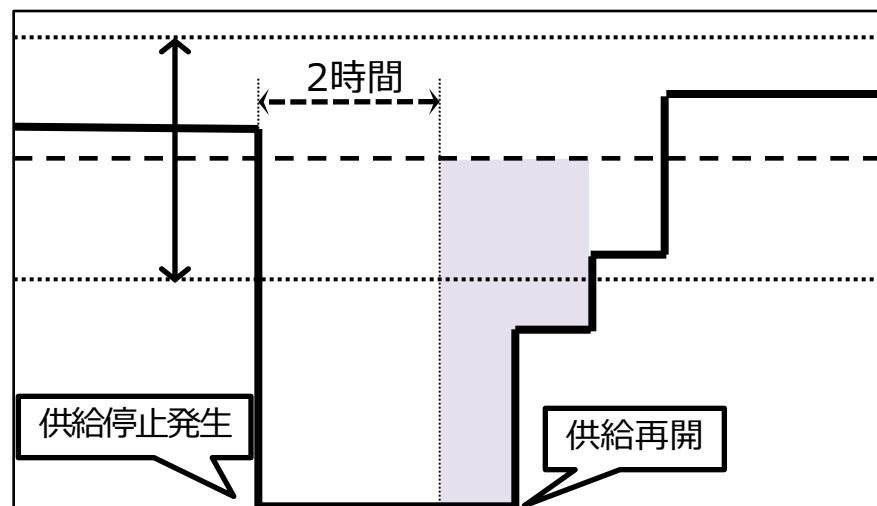
$$\text{超過停止割戻料金} = \text{超過停止電力量} \times \text{超過停止割戻単価}$$

• 超過停止電力量 = 年間停止電力量累計 - 年間契約基準電力量 × 3 %

* 年間停止電力量累計：落札者の責めに帰すべき事由により受給電力の全部
または一部の供給を停止し、30分ごとの受給電力量が**通告電力量の
許容範囲を下回った最初の2時間の停電電力量を除く電力量の年間累計値**

$$\text{超過停止割戻単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金}}{\text{年間契約基準電力量}}$$

<停止電力量の取扱い>



<凡例>

- : 受給電力量
- - - - : 通告電力量
- : 許容範囲の上下限值
- ↔ : 許容範囲
- : 停止電力量

参考3 営業運転開始日以降の契約解除時における 基本料金予定額の損害賠償について

■入札募集要綱案および標準契約書案において規定している営業運転開始日以降の 契約解除時の基本料金予定額の損害賠償のイメージは以下のとおりです。

※1 本スライドでは契約解除時の損害賠償のうち、基本料金予定額について説明しています。

▶契約解除時の基本料金予定額の損害賠償

契約解除時における、基本料金予定額の
損害賠償は以下のとおりです。

解除日から供給期間満了日までの期間
(ただし、当該期間が1年に満たない場合は1年とし、7年を超える場合は7年とします。)における各月の基本料金の予定額に相当する金額を、年2.9%(複利)の割合による利率により、この契約の解除日において現価換算したものの合計額。

なお、運転維持費の各指数については解除日から過去1年間の平均値を用いるものとします。

